

埼玉県行財政改革プログラム

- 地方自立に向けた埼玉県の挑戦 -

平成17年2月

埼玉県

目 次

ページ

国と地方の行財政制度の抜本的見直しの必要性	1
------------------------------------	---

本県における行財政改革の必要性と基本的考え方

1 本県財政の現状	3
(1) 経済状況の悪化と税収の低迷	3
(2) 国への依存度が高い歳入構造	3
(3) 硬直化が進む財政	4
(4) 改善に向けた現在の取組	6
2 3年間の財政見通し	6
3 行財政改革を断行すべき必要性	8
4 行財政改革の基本方向	9
・地方自立のための財政基盤の強化	9
・県民に向けた行政の意識改革	9
・活力ある埼玉の実現	9
5 プログラムの特徴	10
6 計画期間	10
7 改革の推進体制	10

地方自立のための財政基盤の強化

- 当面取り組むべき重点項目と目標額 -	
1 歳出の削減	11
(1) 人件費	11
(2) 投資的経費	13
ア 公共事業	13
イ 投資的経費全般	14
(3) その他の経費	15
ア 県立施設	16
イ 指定出資法人	19
ウ 補助金	19
エ その他	20
2 歳入の確保	21
(1) 県税収入の確保	21
(2) その他の歳入	22
ア 受益者負担の適正化	22
イ 県有財産(土地・建物)の有効活用	22
ウ 特定目的基金の活用等	23
(3) 県債の適切な活用等	23
(4) 資金運用	24
3 地方税財政制度の改善	25
4 県民に分かりやすい情報の提供	26
5 収支改善目標額	27

県民に向けた行政の意識改革

1 官民の役割分担及び県・国・市町村の役割の見直し	29
(1) 官から民へ	29
ア NPOとの連携	30
イ 民間との協働の推進	31
ウ 民間人材の一層の活用	33
(2) 県から市町村へ	33
ア 市町村への権限移譲の推進	33
イ 市町村の行財政基盤の強化	34
ウ 市町村からの提案による規制緩和	35
2 組織改革	35
(1) 責任を持って機動的に対応できる体制の整備	35
(2) 保健所体制の再編強化	36
(3) 試験研究機関の改革	36
ア 農林総合研究センターの再編	36
イ 他県等の試験研究機関との連携	37
ウ 外部評価制度の充実	37
(4) 出先機関への権限委譲	37
(5) 職員定数の削減(再掲)	37
3 マネジメントシステムの改革	38
(1) 政策評価の充実・強化による成果主義の徹底	38
(2) 人事管理システムの充実	39
4 電子県庁の推進	39
5 指定出資法人の改革	41
6 職員の意識改革	42

活力ある埼玉の実現

1 経済活性化(中長期的な税収増加策)の必要性	44
2 経済活性化の考え方	44
3 計画期間中の主な経済活性化策	44
(1) 県内中小企業・ベンチャー企業の支援	45
(2) 企業の誘致	46
ア 誘致活動の推進	46
イ 企業誘致の推進体制	46
(3) 観光客の誘致	47
(4) 魅力ある産業としての農業の確立	47
(5) 民間活力による経済活性化を推進するための手法の検討	48
ア 民間資金を活用した社会基盤整備手法の検討	48
イ 構造改革特区・地域再生制度の活用	48
(6) 雇用の促進	48

指定出資法人改革プログラム

はじめに

本県財政は、バブル経済崩壊以降の県税収入の低迷や国の三位一体改革に伴う地方交付税の減額などにより歳入が伸び悩むとともに、歳出面において、人件費、公債費等の義務的経費や福祉、医療関係支出などが増加し、硬直化が進行している。特に、公債費は、国の景気対策に伴って地方債を増発したことや、地方財政対策上、財源不足を交付税ではなく起債で賄うという措置がとられた結果大幅に増加しており、これらが大変厳しい財政状況を招いている。

こうした中、本県ではこれまで、平成14年度から平成16年度までの3年間の「埼玉県行財政改革プラン」に基づき、職員定数の削減や県立施設の見直しなど歳出削減を進めるとともに、県民の視点に立った行財政の仕組みの改革を行ってきたところである。

しかし、今後も引き続き大幅な財源不足が続くと予想されており、あわせて、現在直面している課題に加え、人口減少社会の到来など将来の動向を見据え、いかに活力を維持していくか、また、「安心・安全」な社会を実現していくか、といった課題への対応も求められているため、今後もなお一層の改革を進めることが必要となっている。

この厳しい財政状況を改善するには、個々の自治体の改革努力だけでは困難であり、国と地方の行財政制度の在り方を抜本的に改革することが不可欠となっているが、本県としては、そのような抜本的な改革の必要性を訴えつつも、県民の負託に応えるため引き続き効率的な行財政運営のための改革を進め、県民生活の向上を図っていかねばならない。

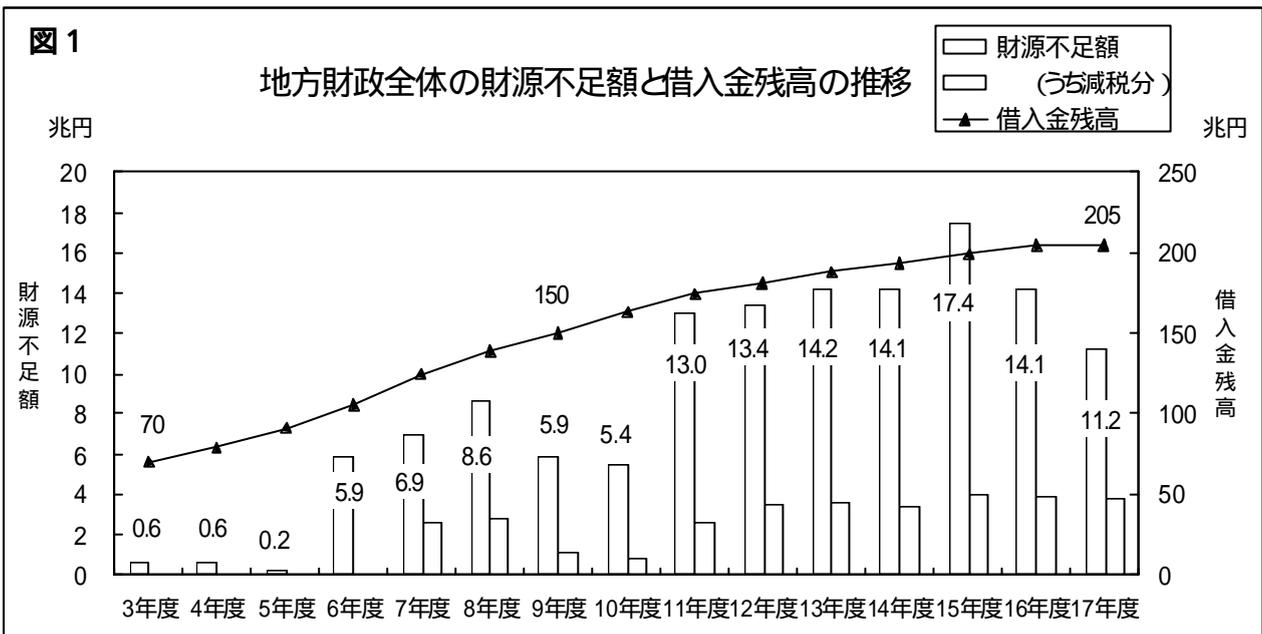
こうしたことから、このたび、「埼玉県経営戦略会議」や「埼玉県出資法人在り方検討委員会」からの提言も踏まえ、平成17年度から平成19年度までの3年間を地方自立に向けての取組期間とする「埼玉県行財政改革プログラム - 地方自立に向けた埼玉県の挑戦 - 」を新たに策定し、大胆かつ計画的に県政改革に取り組むこととした。

プログラムの策定に当たっては、短期的な歳出・歳入改革を推進する一方で、いかに県の活力の維持・向上を図るかという中長期的な視点からの取組も加え、全庁を挙げて「優れた経営体」、「一番のサービス産業」としての県庁を築いていくこととした。

今後とも、県議会を始め、県民の皆様からの幅広い御意見をいただきながら、一層の創意工夫を重ね、行政サービスの維持向上に配慮しつつ、強い意志の下、改革を断行していくこととする。

I 国と地方の行財政制度の抜本的見直しの必要性

地方財政は、税収の落ち込み等の影響により、財源不足が平成6年度以降急激に拡大し、正に危機的な状況に陥っていると言える。このような状況を踏まえると、本来であれば、国において地方交付税法に定められた交付税率の変更などの抜本的な措置が講じられるべきところであるが、これまで、国は財政難を理由に財源不足を起債で賄うという将来への先送り方式の措置を続け、その結果、地方の借入金残高は大きく膨れ上がってしまっている。(図1)



このような地方財政の借入金残高の増加による財政の硬直化は、現在の仕組みを変更しない限り、今後大幅な税収増でもなければ改善されることは困難な状況にある。個々の地方自治体がいかに財政健全化のための努力や創意工夫を重ねても、限界があると言わざるを得ない。国・地方を通じた危機的な財政状況を克服するとともに、今後急速に進む少子・高齢化や経済社会活動の広域化など、時代の変化にきめ細かく対応するためには、地方の自立を推進し、これまでの中央集権的な行財政システムを国と地方の明確な役割分担に基づいた分権型システムに抜本的に改め、これまで以上に多様なニーズに対応できる柔軟な仕組みへと転換することが必要となっている。

こうした中、現在、国を挙げて、「国から地方への税源移譲」、「国庫補助負担金の廃止、縮減」、「地方交付税の見直し」を一体的に行うという、いわゆる「三位一体改革」が様々な形で議論されている。三位一体改革が目指す方向性は正しいと思われるが、例えば、平成16年度の改革で、税源移譲を伴わない国庫補助金の削減や地方交付税の削減が行われ、また、平成17年度政府予算案においては、地方交付税総額が一定額確保されたものの、平成17年度から18年度にかけての三位一体改革の全体像では、税源移譲についての結論が先送りにされるなど、今後、その趣旨に沿った対応がなされていくのか不透明な部分が残るものとなっている。

三位一体改革は、地方の財政基盤を強化し、自立性を高めるという、地方分権の理念を十分に反映したものとしなければならないことは言うまでもない。

もとより、本県においては、厳しい財政状況の中にあっても、県民の負託に応えられるよう、徹底した行財政改革の推進と活力ある県づくりに引き続き全力で取り組み、県民サービスの維持・向上のための施策を適正かつ円滑に推進していく考えである。そのためにも、抜本的な国と地方の行財政システムの見直しは、決して避けて通ることのできない課題である。

住民に身近な地方団体が、自らの責任と権限で地域に即した行政を行えるよう、「地方の自立」のための改革を断行することが是非とも必要である。

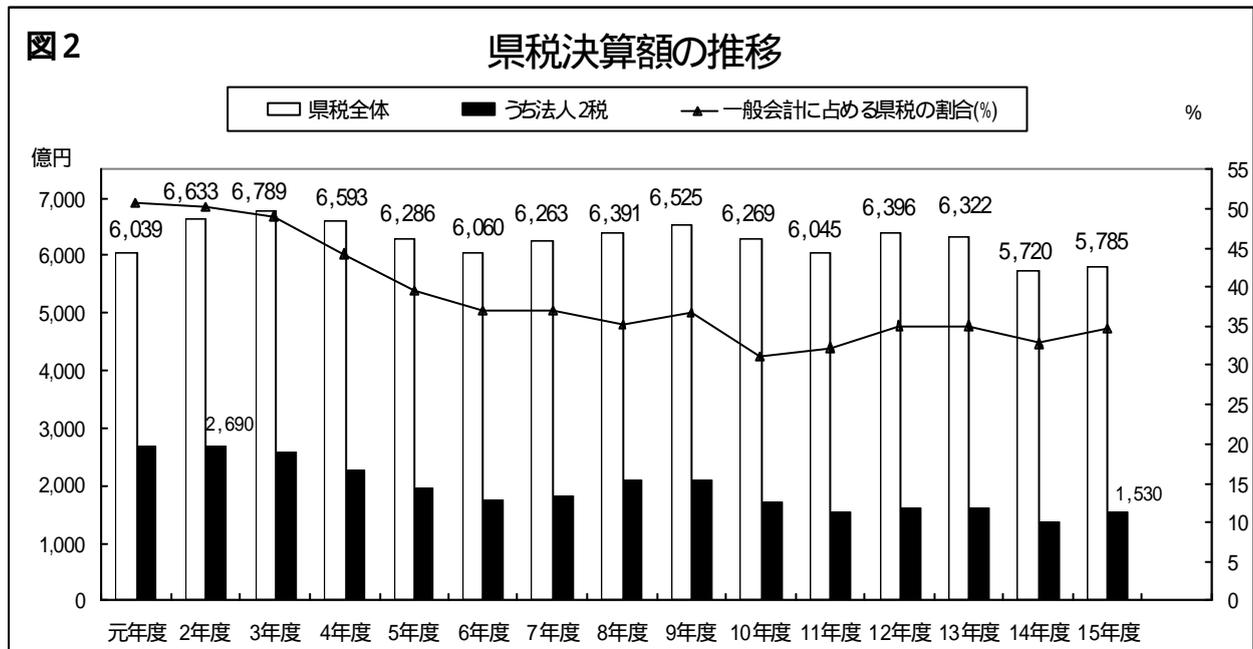
Ⅱ 本県における行財政改革の必要性と基本的考え方

1 本県財政の現状

(1) 経済状況の悪化と税収の低迷

バブル経済崩壊以降、我が国の経済は低迷を続け、近年ようやく企業収益の改善など明るい兆しが見られるものの、平成15年度一般会計決算における本県の県税収入は、5,785億円にとどまっており、ピーク時に比べ大幅に減少している。(図2)

特に、主要な税目である法人関係税(法人事業税、法人県民税)の平成15年度の税収は、ピーク時に比べ、1,100億円を超える大幅な減少となるなど、景気変動の影響を受けやすい税収構造となっている。

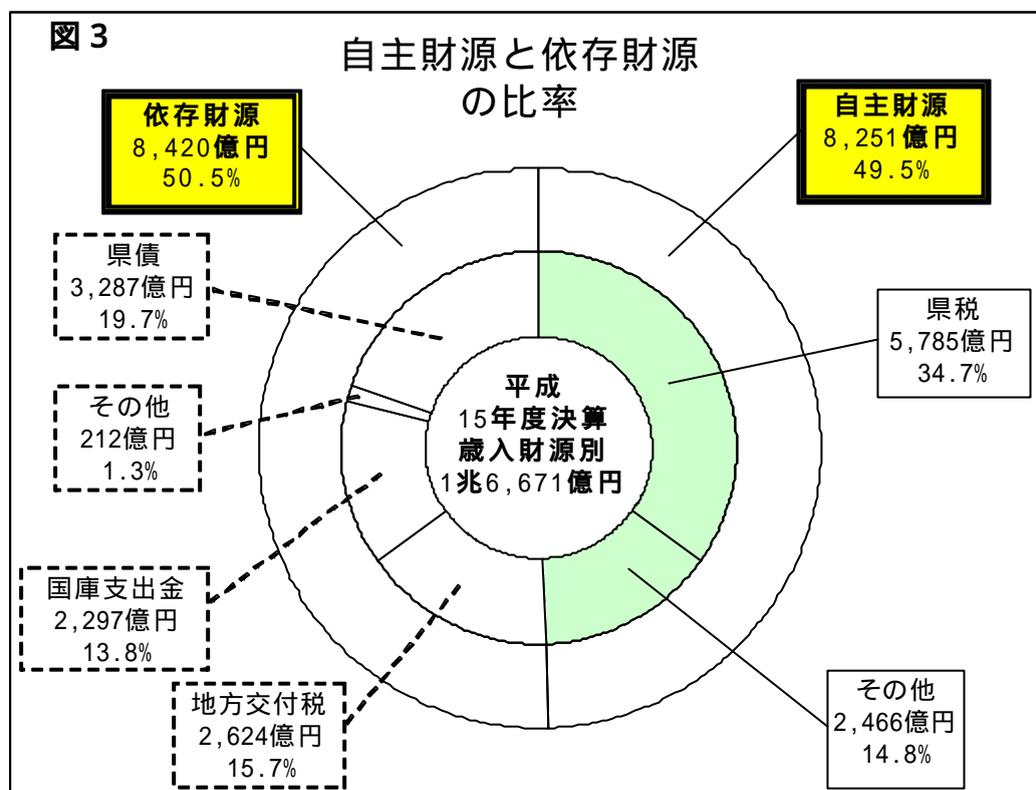


(2) 国への依存度が高い歳入構造

平成12年度の地方分権一括法の施行により、機関委任事務の廃止など、地方分権の推進が図られたが、地方税財政制度の見直しは先送りされており、現在、本県一般会計の歳入全体に占める県税収入の割合は1/3程度となっている。(図3)

前述したように三位一体改革については、平成16年度の改革で税源移譲を伴わない国庫補助金の削減や地方交付税の削減が行われ、本県においても平成16年度当初予算編成に当たり、地方交付税、臨時財政対策債等が合計で約370億円削減され、急きょ、臨時的財源対策を余儀なくされた。

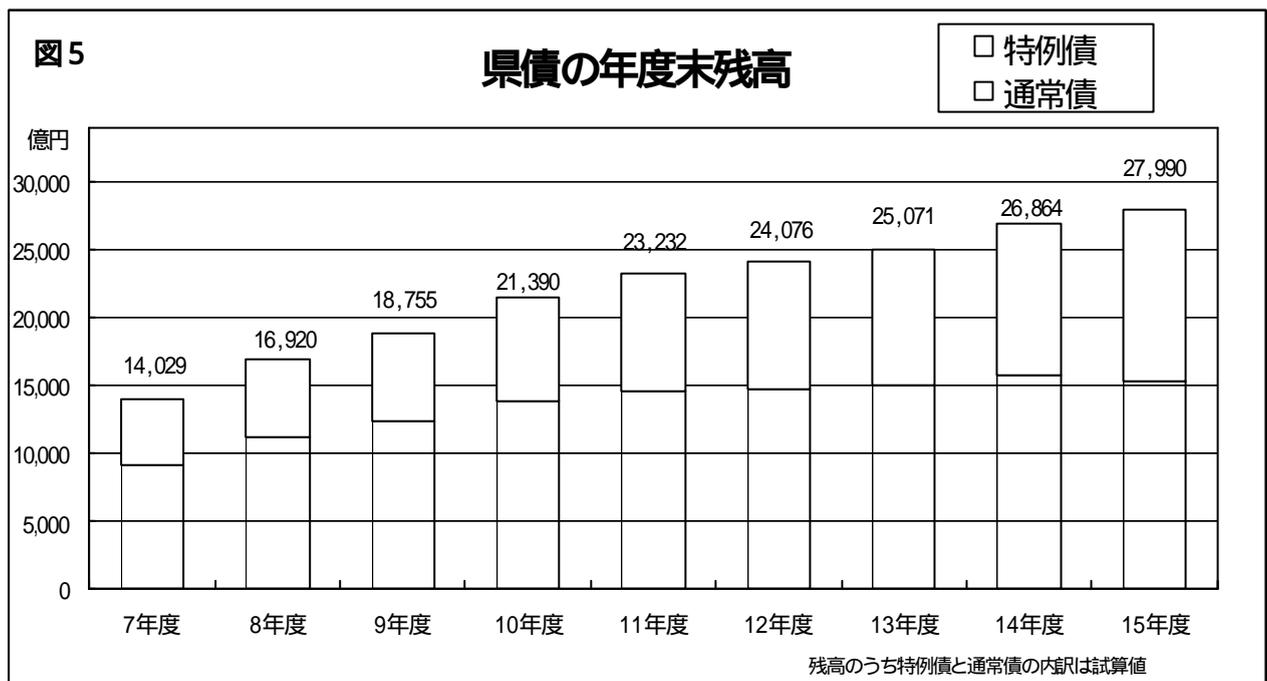
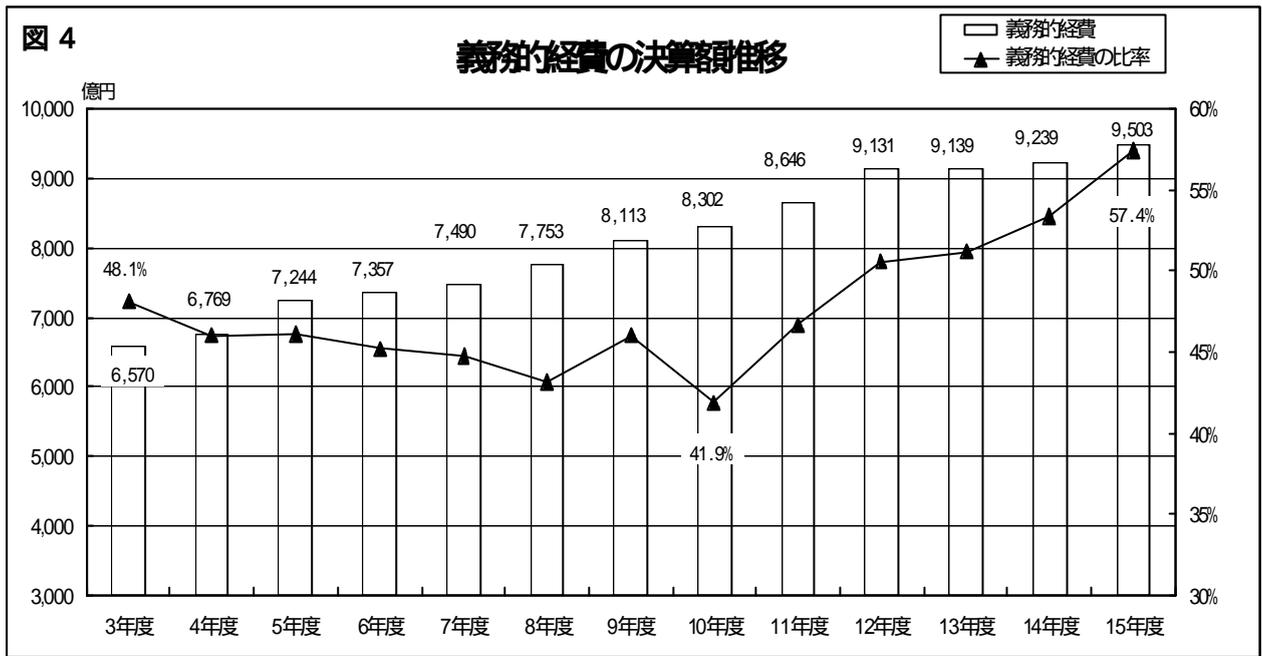
さらに、本年度決定された平成18年度までの三位一体改革の全体像においても、約6,000億円の税源移譲とその前提となる生活保護費や施設整備費の扱い、義務教育費の具体的内容など、肝心な部分の決定が先送りされたため、今後の地方交付税や国庫補助負担金の推計が困難になるなど、将来を的確に見通し、安定的な財政運営を行うことが難しい状況にある。



(3) 硬直化が進む財政

人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は年々増加し、平成15年度一般会計決算で歳出総額の57.4%を占めるに至るなど、財政の硬直化が進行している。(図4) 特に、本県の借金(一般会計県債残高)は、8年間で倍増し、平成15年度末には約2.8兆円となっている。(図5)

また、財政調整基金や県債管理基金といった財源不足対策として活用できる本県の貯金(基金残高)については、平成8年度の2,516億円をピークに大きく減少し、平成15年度末現在で789億円となっており、将来にわたり持続的な財政運営を行っていくことが非常に困難な状況になっている。(図6)

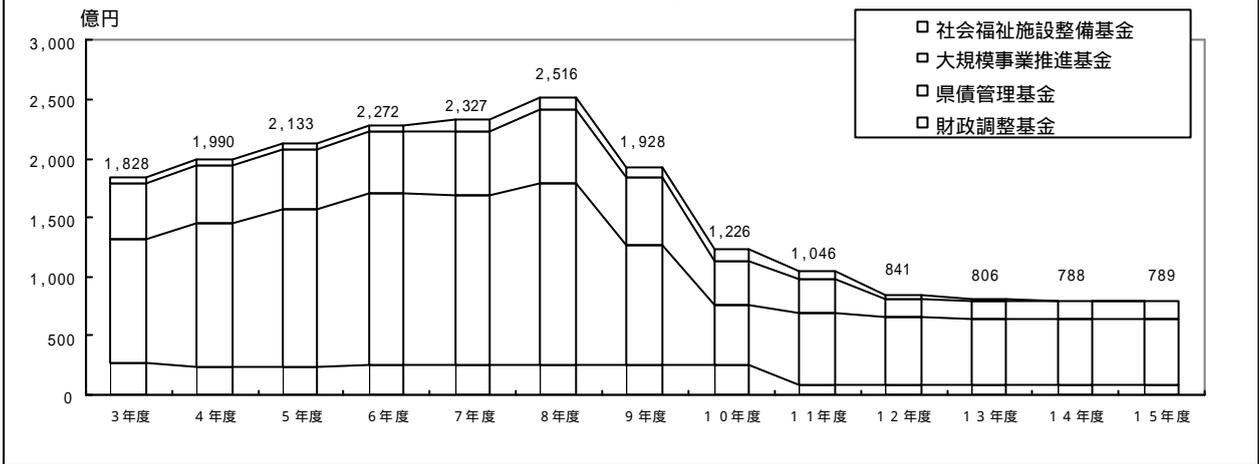


特例債

国の地方財政対策等により発行する県債

図 6

4 基金の年度末残高



(4) 改善に向けた現在の取組

本県では、こうした厳しい状況の中で、持続可能な財政基盤を確立するため、「彩の国5か年計画21」の策定に合わせて、「埼玉県行財政改革プラン（平成14年度～16年度）」を取りまとめ、歳出の節減・合理化の努力を行ってきた。

また、平成15年度からは、「埼玉県経営戦略会議」、「埼玉県出資法人在り方検討委員会」等7つのプロジェクトチームを始め、ダム事業等の大規模公共事業の見直しのための委員会等を設置し、外部有識者の意見を踏まえながら、県政の重要課題に関する方向性の再検討を行った。

さらに、平成16年度には、ゼロベースから2,003の事務事業及び組織を見直す「事務事業・組織の総点検と再構築」を始め、県有財産の利活用の検討、県立施設の見直しなど、徹底した改革に取り組んでいる。

2 3年間の財政見通し

我が国経済の先行きは不透明であり、本県財政は、今後とも、県税収入を始めとする歳入の大幅な増加は望めない状況にある。一方、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費の増加が見込まれていることに加え、少子・高齢社会への対応、県民生活の安心・安全を確保する施策の充実、県内経済の活性化など、様々な行政課題に取り組んでいかなければならない。

改革初年度に当たる平成17年度当初予算では、国・地方を通じて、大幅な財源不足が恒常化し、地方自らも痛みの伴う改革の実行が避けて通れない厳しい環境の中で、歳出削減、歳入確保の徹底を図ることにより、収支ギャップを平成16年度当初予算に比べ51億円圧縮し、571億円とした。

こうした前提に基づき、平成18年度から平成19年度までの歳入・歳出を試算すると、650億円から700億円程度の収支ギャップが見込まれる。

財政収支試算表

（平成17年度は当初予算、平成18年度～19年度は、本プログラムを実施しない場合の試算）

（単位：億円）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳 入 (A)	15,795	16,160	16,343
県税等 ¹	7,478	7,573	7,722
地方特例交付金	390	391	393
地方交付税等 ²	3,035	3,128	3,215
県債 ³	1,801	1,971	1,913
その他歳入	3,091	3,097	3,100
歳 出 (B)	16,366	16,810	17,043
人件費	6,551	6,695	6,816
(知事部局・その他行政委員会等)	(834)	(857)	(869)
(教育委員会)	(4,595)	(4,698)	(4,783)
(警察本部)	(1,122)	(1,140)	(1,164)
公債費	2,563	2,786	2,774
県税交付金・清算金等	1,637	1,658	1,693
その他歳出	5,615	5,671	5,760
収支ギャップ (B - A)	571	650	700
[前年度比較]	[51]		

- 1 県税、地方譲与税、地方消費税清算金、利子割精算金の合計額。
- 2 臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため発行される赤字地方債であり、地方交付税特別会計借入からの振替）相当額を含む。
- 3 臨時財政対策債、財政健全化債を除く。

【試算に当たっての前提条件】

歳 入

1 県税等

平成18年度以降の金額は、内閣府試算に合わせて今後の名目成長率を設定し、これに租税弾性値（名目成長率が1%伸びた場合の県税の伸び率）を乗じて伸び率を推計し、試算した。
（名目成長率の設定：平成17年度1.3%、平成18年度2.0%）

2 地方特例交付金

恒久減税分については県税等に合わせて、税源移譲予定特例交付金は平成17年度と同額に据え置いて試算した。

3 地方交付税等

平成18年度以降の金額は、基準財政収入額については県税等に合わせて、基準財政需要額については積み上げにより試算した。

4 県債

平成18年度以降の金額は、減税補てん債を県税等に合わせて、借換債を償還計画に合わせて計上した。

5 その他歳入

平成18年度以降の金額は、歳出に合わせて推計し試算した。

歳 出

1 人件費

平成17年度当初予算を基に、今後の昇給率、新陳代謝等を加味して試算した。給与改定は見込んでいない。

2 公債費

臨時財政対策債及び財政健全化債を除く通常債等については、歳入の見込みに合わせて発行していくことを前提に、一定の償還計画に基づき試算した。臨時財政対策債については、平成18年度以降は地方交付税として交付されるものと仮定した。

3 県税交付金・清算金等

県税等の伸び率に合わせて試算した。

4 その他歳出

平成18年度以降の金額は、扶助費や介護給付費負担金等の義務的な経費について、一定の伸びを見込んで試算した。

3 行財政改革を断行すべき必要性

国と地方を巡る行財政の仕組みが制度疲弊を来している中、本県も大きな影響を受けている。

今後も、多額の収支ギャップが見込まれ、残り少ない基金と県債等の活用によって対処せざるを得ない危機的な財政状況が想定されるなど、当分の間は、これまで以上に厳しく極めて困難な財政運営を余儀なくされる見込みである。

こうした危機的な財政環境の下、「彩の国5か年計画21」を着実に推進し、県民ニーズに的確にこたえていくためには、今後3年間で地方自立のための財政基盤の強化を図るとともに、県民に向けた行政の意識改革を推進し、さらには、県内の活力を向上させ、中長期的な税収増加を図る方策を同時並行で展開することが喫緊の課題となっている。

HPアドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BY00/5yp21/top.html>

4 行財政改革の基本方向

次の3点を基本方向とし、行財政改革を進める。

地方自立のための財政基盤の強化

3年間の緊急対策を実施し、平成17年度当初予算において収支ギャップを51億円圧縮することに加え、財政収支試算表（7ページ参照）上の平成19年度の収支ギャップ700億円を200億円程度圧縮し、500億円程度とする。また、財政調整のための基金残高を確保しつつ、県債に過度に依存しない財政構造を構築する。

このため、分野ごとに数値目標を設定し、「選択と集中」、「費用対効果」の観点から、徹底した歳出改革を行うとともに、「税負担の公平化」、「受益者負担の適正化」等の観念に立った歳入確保策を講じる。

県民に向けた行政の意識改革

県庁を「優れた経営体」、「一番のサービス産業」に改革するため、「官から民へ」、「県から市町村へ」という観点から、県と国・市町村・民間との役割分担や連携の在り方を見直す。また、「顧客主義」、「成果主義」の視点から県庁内部の組織や仕事の進め方を見直すとともに、外部の知恵や意見を積極的に県政に導入し、県民に向けた行政の意識改革を推進する。

活力ある埼玉の実現

地方自立のための財政基盤の強化を図る一方で、縮小均衡に陥ることのないよう、引き続き県内産業の支援に努めるとともに、県外から人や企業・投資を呼び込むことにより、県の活力を維持・向上させ、中長期的な税収増加を図ることが必要である。

このため、企業誘致などの取組を始め、民間投資を呼び起こす政策を推進する。

5 プログラムの特徴

本プログラムでは、特に次の点に意を用いて策定し、改革を推進する。

(1) 目標の数値化と工程の明確化

改革目標の数値化と改革工程の明確化を可能な限り行うとともに、収支ギャップの圧縮に向けての具体的目標額を設定することにより、スピードと実効性のある計画とする。

(2) 将来を見据えた改革

当面の緊急対策とともに、民間主導の経済活性化の推進など中長期的な対策も盛り込み、将来にわたり活力あふれる魅力的な県となるための改革に取り組む。

6 計画期間

平成17年度から19年度までの3年間とする。

7 改革の推進体制

本プログラムの推進を着実なものとするため、県政改革推進会議等を適宜開催し、改革の進捗状況を確認するとともに、必要な対応策を進める。

また、本プログラムの推進に合わせて、企業局、病院局、教育委員会、警察本部においても、各々作成する改革プラン等により改革を推進する。

部局名	プラン等の名称	計画期間
企業局	「企業局経営改革5か年計画」	H14～H18
病院局	「県立病院経営健全化計画」	H11～
教育委員会	「彩の国教育改革アクションプラン」	H14～H18
警察本部	「埼玉県警察業務効率化プログラム」	H17～H19

Ⅲ 地方自立のための財政基盤の強化

- 当面取り組むべき重点項目と目標額 -

〔歳出削減及び歳入確保目標額は、平成19年度における収支改善目標額200億円（平成17年度当初予算比）の内訳を記載（一般財源ベース）〕

事業費から国庫支出金や県債など使途が特定されている財源を除いた金額

1 歳出の削減（削減目標額 110 億円）

（1）人件費（削減目標額 20 億円、3年間で421人削減）

これまで、事務事業の見直し、電子県庁の推進による事務の効率化、外部委託の推進などにより、定数削減計画に基づく計画的な定数削減を進めてきた。

引き続き、県民サービスの低下を来さないよう配慮しながら、更なる定数削減を行い、簡素で効率的な組織の整備を図る。

また、国の公務員制度改革や民間の給与水準等を踏まえながら、職員給与の適正な管理を行う。

平成10年度から19年度までの間に、平成9年度の知事部局一般職員定数8,306人を基準として、概ね10%を削減することとしている。平成16年度までに658人削減済み。

また、教育局においても、平成9年度の教育委員会事務局職員定数930人を基準として、概ね10%を削減することとしている。平成16年度までに88人削減済み。

県立高等学校においては、平成9年度の県立高等学校事務職員等（県単職員）定数751人を基準として、概ね10%を削減することとしている。平成16年度までに112人削減済み。

【今後3年間の取組目標】

公立学校の教職員や警察官など、法令等により基準が定められているもの等を除く、県の裁量により削減が可能な職員定数について、3年間で421人削減する。

これにより、平成19年度当初予算を平成17年度当初予算に比べ、一般財源ベースで20億円削減する。

《知事部局》

現行の定数削減計画を前倒しして達成するとともに、3年間で知事部局の一般職員定数を360人削減する。

《教育委員会》

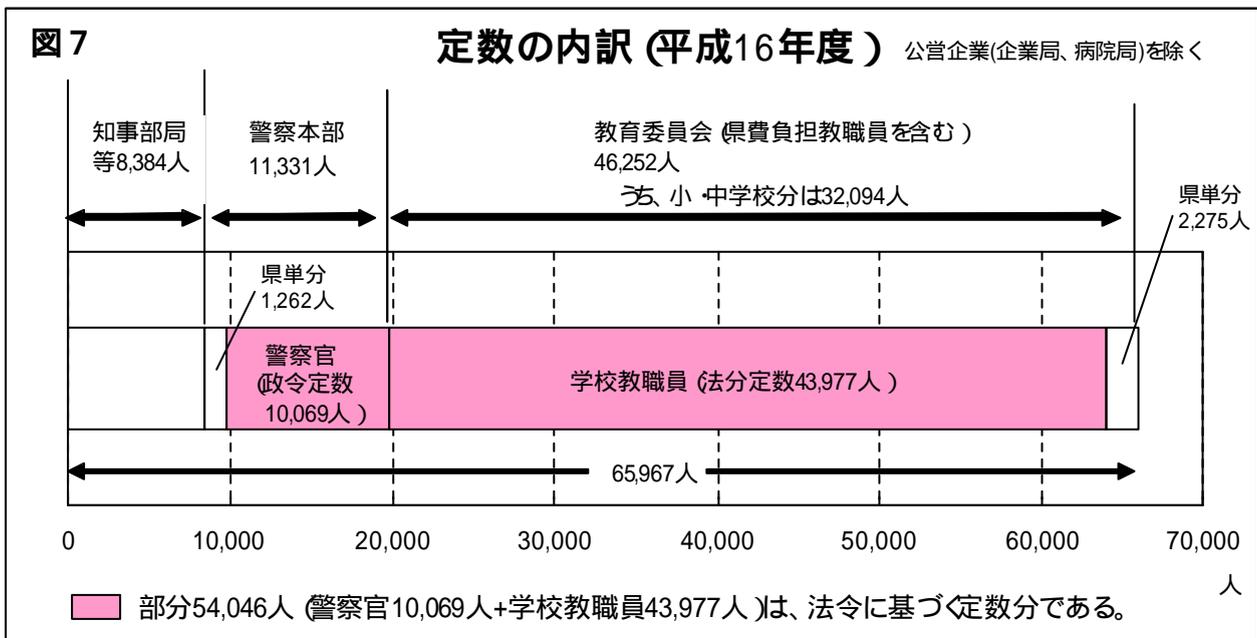
現行の定数削減計画を前倒しして達成するとともに、3年間で教育委員会事務局職員定数を36人削減する。

また、県立高等学校事務職員等（県単職員）定数を25人削減する。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
知事部局の一般職員定数の削減	計画期間中に360人を削減		
8,016 人 7,656 人	(170人)	(2年間で190人)	
教育委員会事務局職員定数の削減	計画期間中に36人を削減		
842 人 806 人	(7人)	(2年間で29人)	
県立高等学校事務職員等(県単職員)定数の削減	計画期間中に25人を削減		
639 人 614 人	(15人)	(2年間で10人)	
【3年間の合計】	計画期間中に421人を削減		
9,497 人 9,076 人	(192人)	(2年間で229人)	

企業局については、現行の定数削減計画を前倒して達成するとともに、3年間で職員定数を33人削減する。

病院局については、精神科救急医療の充実及び児童・思春期精神医療の実施に伴う増員が見込まれる。



公立学校の教職員定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により、また、地方警察官定数は、「警察法施行令」により基準が定められており、定数を削減した場合は、国庫支出金と地方交付税の配分が減少する。(図7)

(2) 投資的経費 (削減目標額 10 億円)

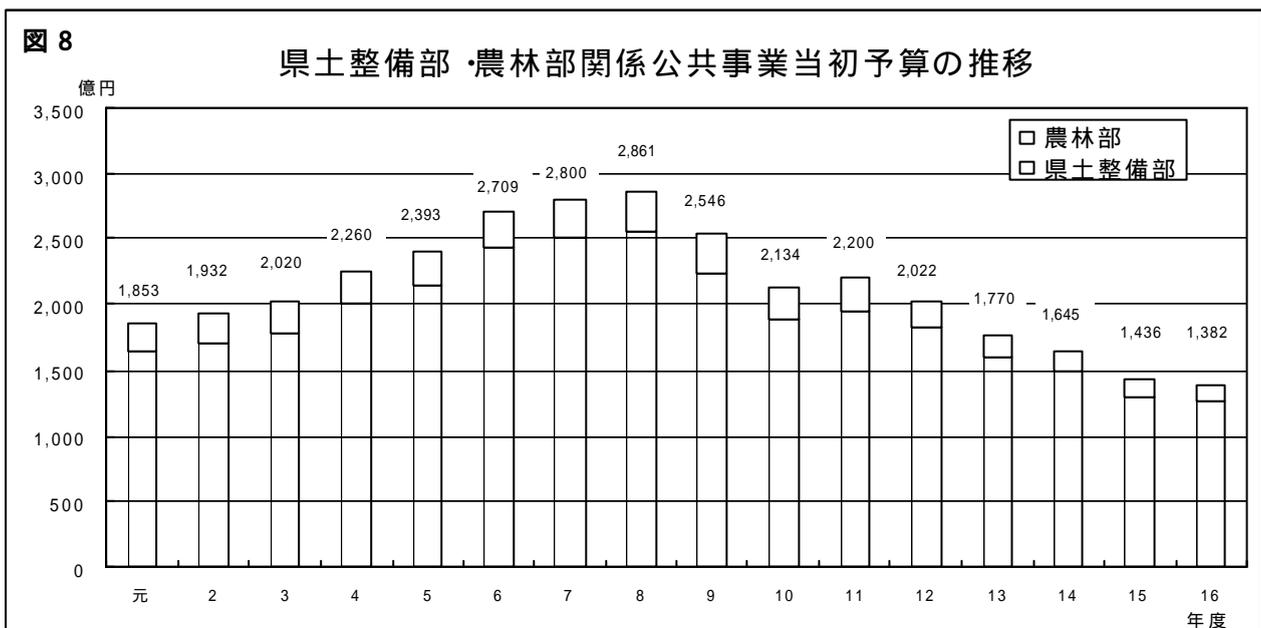
ア 公共事業

(ア) 事業費総額の抑制

公共事業は、バブル経済崩壊後、数次にわたる景気対策が実施され、県債を主な財源として事業費が大幅に増加した。平成9年度以降は厳しい財政環境の下、緊縮に努めているが、今後とも国の公共事業の縮減等を踏まえるとともに、通常債の発行額の抑制にも留意し、事業費総額の抑制を行う。その際、「選択と集中」、「費用対効果」の観点から事業費の重点配分に努め、公共事業の質を高めることにより、社会資本整備の実質的向上を図る。(図8)

【今後3年間の取組目標】

平成19年度当初予算(新築に係るもの)を、平成16年度当初予算に比べ、一般財源ベースで10%縮減するため、10億円縮減する。



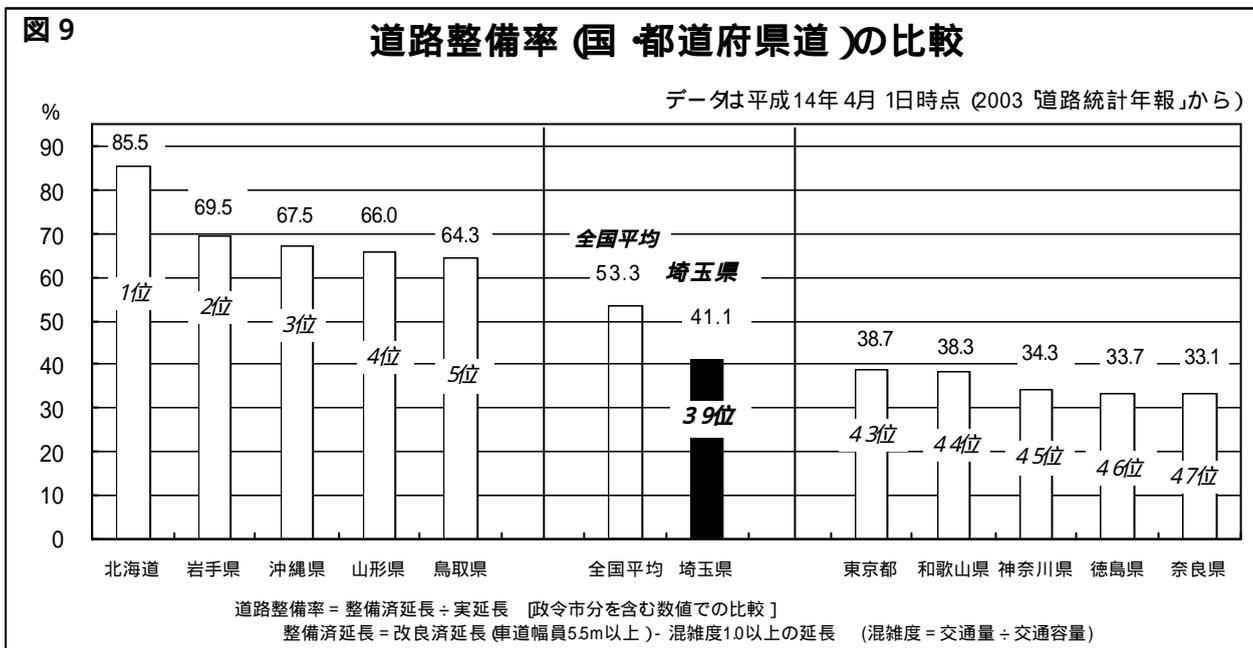
(イ) 公共事業の重点化

平成16年度当初予算では、県民要望の高い道路・街路事業に公共事業予算を重点的に配分するなど、事業分野間での重点化に努めている。また、道路・街路事業については、必要性や効率性を評価する「道路事業に関する評価基準」を策定し、それに基づき選定された重点整備箇所への集中投資を行うこととするなど、同一事業分野内での重点化にも取り組んでいる。今後とも、一層の重点化に向けた取組を推進する。

【今後3年間の取組目標】

整備率が全国平均より大幅に低く（図9）、県民要望の高い道路・街路事業への重点投資を行う。

道路・街路事業以外の分野においても、事業採択の客観的基準を策定する。



イ 投資的経費全般

(ア) 公共工事のコスト縮減

良質な社会資本を安価に整備するため、平成9年度から、全庁を挙げて公共工事のコスト縮減に取り組んでおり、平成15年度の公共工事コスト縮減実績は、縮減率 8.1%、縮減額68億円となっている。

更なるコスト縮減を図るため、平成16年3月に策定した「公共工事コスト構造改革プラン」に基づき、コスト縮減対策を推進する。

コスト縮減効果は、平成11年度における標準的な施工方法による工事コストを基に算定

【今後3年間の取組目標】

平成17年度に、コスト縮減率10%（平成11年度比）を達成する。なお、平成20年度においてコスト縮減率15%を達成することができるよう、プログラム期間中、引き続きコストの縮減に取り組む。

コスト縮減の観点から、設計担当者以外の職員チームが設計の点検を行う新たなシステムを導入し、点検結果をすべての設計に反映させる。

従来の画一的な基準による施設整備から、例えば1.5車線の道路等のローカルルールによる整備手法の導入など、地域の特性等を踏まえた本県独自の設計基準による施設整備に転換し、コストの縮減を図る。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
公共工事のコスト縮減	H11比縮減率10%		平成20年度までにH11比縮減率15%を達成
	→		→

(イ) 入札契約制度の改善

本県では、公共工事に係る競争入札の競争性、透明性を確保し、効率的な予算の執行を図るため、入札契約制度の改善に取り組んできた。

その一つとして、平成16年5月からは、競争性、透明性の高い入札方式である一般競争入札及び公募型指名競争入札の適用範囲を5千万円以上（従前は1億円以上）の工事にまで拡大した。

また、電子県庁実現の一環として、建設工事の入札に係る県内市町村との共同利用システムである「埼玉県電子入札共同システム」を平成15年度に開発し、平成16年度から建設工事への電子入札を一部導入した。

【今後3年間の取組目標】

引き続き入札契約制度の改善を積極的に進め、更なる競争性、透明性の向上を図る。

建設工事への電子入札を平成18年度末までに全面導入し、入札事務の効率化、迅速化によるコストの削減、談合の防止及び透明性の向上を図る。

(3) その他の経費（削減目標額 80 億円）

県が事務事業の遂行上執行するその他の経費については、執行部局における事業評価の実施等により必要性、効果を不断に見直すとともに、予算編成段階でのキャップ制の採用などにより、一層の削減を図る。

その際、現行制度が、一定の制約となり、事務事業の見直しの支障となっている場合には、制度改革等を検討し、義務的な性格の強い事業についても見直しを行い、削減を図る。

【今後3年間の取組目標】

平成19年度当初予算を、平成17年度当初予算に比べ、一般財源ベースで80億円削減する。（県立施設と指定出資法人に関する削減目標額を含む。）

ア 県立施設（削減目標額 13 億円）

削減目標額は、出資法人に管理委託している施設分を除く。

現在、本県では615（直営施設250施設、出資法人委託施設352施設、市町村等委託施設13施設）の県立施設を有しているが、平成16年度当初予算における管理運営費約2,500億円（一般財源約1,450億円）のうち67.5%が人件費であるなど、財務体質は硬直化しており、経費の圧縮を図ることが困難になっている。

このような状況を踏まえ、平成16年度において、「官から民へ」、「県から市町村へ」などの観点から、すべての施設の見直しを行った。

今後、指定管理者制度の導入など、一層の効率的・効果的な施設運営を行う。

【今後3年間の取組目標】

平成19年度当初予算を、平成17年度当初予算に比べ、一般財源ベースで13億円削減する。

施設の廃止

白鳥荘については、平成18年4月の廃止に向け調整を進める。また、県立幼稚園2施設については、廃止に向け、段階的に園児の募集を停止する。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
白鳥荘 (老人母子休養センター)	調整	・廃止 (H18.4.1)	
県立幼稚園 ・浦和第一女子高校附属幼稚園 ・鴻巣女子高校附属幼稚園	・平成18年度入園児募集停止 ・平成18年度入園児(3年保育)募集停止	調整 ・平成19年度入園児(2年保育)募集停止	・廃止 (H19.4.1) 調整

鴻巣女子高校附属幼稚園は、平成20年4月1日をもって廃止。

施設の民間移管

彩華園、花園学園、あげお及び花園児童学園について、平成17年度から民間事業者に移管する。また、彩光苑、皆光園、そうか光生園については、平成18年度から民間事業者に移管する。

さらに、上里学園、おお里、いわつきについては、民間事業者への移管に向け調整を進める。神川温泉保養センターについては、民間事業者又は地元市町村への移管に向け調整を進める。

なお、調整が整うまでは、暫定的に指定管理者制度の導入を図り、効率的な施設運営に努める。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
彩華園 (特別養護老人ホーム) 彩光苑 (特別養護老人ホーム・ケアハウス)	・日本赤十字社へ 移管(H17.4.1) 移管準備	・恩賜財団済生 会へ移管 (H18.4.1)	
花園学園、あげお (知的障害者更生施設) 花園児童学園 (知的障害児施設)	・社会福祉事業団 へ移管(H17.4.1)		
皆光園、そうか光生園 (身体障害者療護施設)	移管準備	・社会福祉事業 団へ移管 (H18.4.1)	
上里学園、おお里、いわつき (児童養護施設)		協議・調整	
		・暫定的な指定 管理者制度の 導入	
神川温泉保養センター (温泉保養施設)	検討・準備	・民間事業者又は 地元市町村へ移管 (H18.9)	

施設の地元市町村への移管

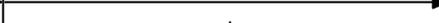
あらかわビジターセンター、みどりの村、森林科学館及び小規模公園について、地元市町村への移管に向け調整を進める。

なお、調整が整うまでは、暫定的に指定管理者制度の導入を図り、効率的な施設運営に努める。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
あらかわビジターセンター みどりの村、森林科学館 小規模公園		協議・調整の上順次実施	
		・暫定的な指定 管理者制度の 導入	

施設の再編

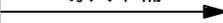
高等技術専門学校、県立高等学校及び県立博物館施設の再編に向け、調整を進める。また、農業大学校と総合教育センター江南支所の統合を検討する。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
高等技術専門校の再編 10 校 7 校 1 分校	・羽生、本庄高等技術専門校の廃止 (H17.4.1) ・飯能高等技術専門校の分校化 (H17.4.1)		
県立高等学校の再編 ・21世紀いきいきハイスクール推進計画に基づく再編整備の推進 前期 153 校 148 校 中期(第1期) 148 校 142 校 (全日制高校)	・全日制高校 153 校 148 校 (H17.4.1)	中期再編整備計画の推進 	
県立博物館施設の再編 8 館 4 館体制(5 機関)	再編準備 	4 館体制(5 機関)への再編 (平成20年度を目途に段階的に実施) 	
農業大学校、総合教育センター 江南支所		統合を検討 	

指定管理者制度の導入

従来は、県の出資法人、公共的団体等でなければ管理を委託できなかった県立施設について、民間事業者も管理を代行することができる、指定管理者制度が創設された。

指定管理者制度の目的は、県民サービスの向上と経費の削減を図ることである。したがって、平成17年4月から労働会館への制度導入を行うとともに、埼玉会館や県民活動総合センターなど、この制度の趣旨が活かされる施設については、平成18年度までに導入する。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
指定管理者制度の導入 ・労働会館 ・指定管理者制度を導入する施設 (埼玉会館等347施設)	・指定管理者制度の導入 (H17.4.1) 導入準備 	・指定管理者制度の導入 (H18.4.1)	

当面、指定管理者制度を導入する施設を含む。

直営施設の見直し

法令の義務付けや高度な中立性の必要性、施設の性格などから、県が責任をもって直接運営する施設については、平成17年度に経営改善計画を策定し、職員体制や事務の見直しによる管理運営経費の削減を図るとともに、一層のサービス向上に努める。

また、県立学校の事務の集中化に向けた検討を行う。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
直営施設の見直し (埼玉学園等234施設)	・ 経営改善計画 の策定		
			▶

H17.4.1見込み

イ 指定出資法人 (削減目標額 18 億円)

県の財政状況が厳しい中、県から指定出資法人 には、平成16年度当初予算(道路公社への臨時的支出を除く)で、補助金約26億円、委託料約390億円、合計約416億円(一般財源約131億円)が支出されている。

今後、指定出資法人改革を進めていく中で、財政支出の削減を図る。

指定出資法人

県が25%以上出資し、一定の人的・財政的支援を行っている法人。

【今後3年間の取組目標】

財政支出の削減

委託・補助事業の見直し、給与制度の見直し及び指定管理者制度の導入に伴う経営改善などにより、県からの財政支出を平成19年度当初予算では、平成17年度当初予算に比べ、一般財源ベースで18億円削減する。

ウ 補助金

補助金は、県の政策を実現するために重要な役割を担ってきたが、一方で、受け手の自立性を損ない、責任分担をあいまいにするといった弊害も指摘されている。このため、これまで終期設定、市町村への任意上乗せ補助金の原則廃止、各種団体に対する運営費補助金の縮減などの方針を定め、整理合理化に取り組んできた。

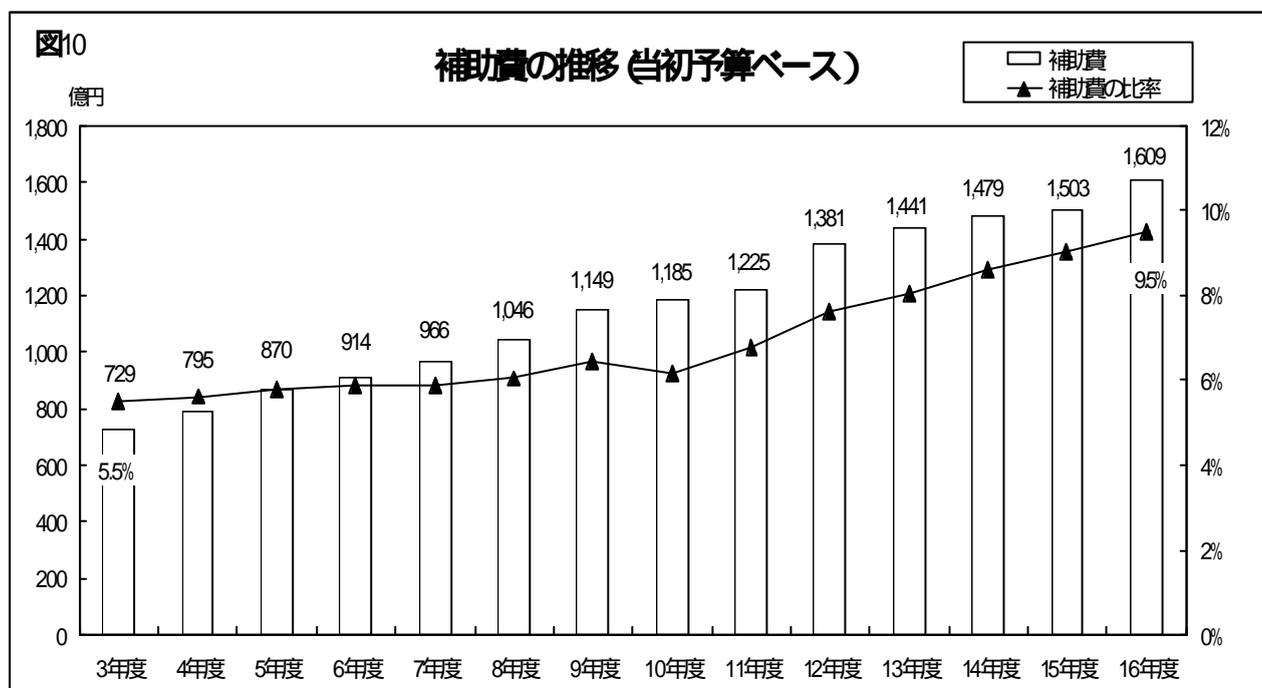
しかし、少子・高齢化が急速に進展する中で、介護、医療等に関する補助金が増加していることなどにより、近年、予算規模が抑制傾向にある状況の下でも、補助費は増加しており、県財政の硬直化を招く一因にもなっている。(図10)

このため、下記に掲げた視点から改めて徹底した見直しを行い、補助金の整理合理化の一層の推進を図る。

【今後3年間の取組目標】

国の制度等により県の裁量の余地がないものを除いたすべての補助金について、次の視点から見直すことにより、県の政策遂行上真に必要な補助金の充実を図る。

- 県単独任意上乗せ補助金の見直し
- 高率補助金、零細補助金の見直し
- 市町村補助金の改革（財政力の高い団体への補助金の見直し、統合・メニュー化、包括補助金制度の導入）
- 負担能力に応じた補助対象の見直し等による補助金の重点化
- 各種団体に対する運営費補助金の見直し
- 継続する補助金の終期設定、段階的縮減 など



エ その他

【今後3年間の取組目標】

IT関連経費の削減（情報システムの再編、ITコンサルタント等外部専門家の活用による既存維持契約の見直し等により、平成16年度年間運用コスト約30億円を平成20年度までに段階的に30%縮減）

庁舎維持管理経費の削減（各種保守契約等の複数年契約の導入、県有施設へのESCO事業導入の検討等）

物品購入の効率化（電子入札等）

他会計への繰出金の削減
貸付金の見直し
各種団体、協議会等への負担金の見直し など

E S C O (Energy Service Company)

建物の省エネルギーに関する包括的なサービスを事業者が提供し、それによって得られる省エネルギー効果を事業者が保証し、削減した光熱費の中からサービス料と顧客の利益を生み出す事業のこと。

2 歳入の確保 (確保目標額 70 億円)

(1) 県税収入の確保 (確保目標額 35 億円)

平成15年度決算では、景気に回復の兆しがあることや、これまでの徴収努力により県税徴収率は、平成14年度を1ポイント上回る93.9%となり、平成13年度に400億円あった滞納額は334億円まで圧縮された。平成16年度には、この傾向を更に強固なものとするため、税務局長及び特別徴収対策室長の新設、県税担当職員の大幅増員など、徴収体制の充実強化に取り組んできた。

今後も引き続き、県税徴収率の向上、滞納額の圧縮を図り、県税収入の確保に努める。

【今後3年間の取組目標】

個人県民税対策、自動車税対策及び滞納額が高額な事案に重点を置いた徴収対策並びに不正軽油対策、不動産取得税の課税調査の強化等の適正な課税に取り組み、県税収入の確保を図る。

県税徴収率の向上を図る。

平成17年度、平成18年度の県税徴収率をそれぞれ前年度の実績に対し、0.5ポイント向上させる。

平成19年度以降も、県税徴収率を全国平均に近づけることを目指す。

滞納額の更なる圧縮を図る。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
県税収入確保策の推進	県税徴収率の向上		▶
	毎年0.5ポイントずつ徴収率の向上を図る		▶
	滞納額のさらなる圧縮		▶
			▶

▶ 全国平均に近づける

(2) その他の歳入(確保目標額 35 億円)

ア 受益者負担の適正化(確保目標額 2 億円)

県民負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、コストに見合った適正な使用料・手数料水準への見直しなど、社会的弱者に配慮しつつ、受益の度合いに応じた見直しを行う。

【今後3年間の取組目標】

コストに見合った適正な使用料・手数料水準への見直しを行う。

無料施設の有料化等の見直しを行う。

時代状況に適合しなくなった減免制度の見直しを検討する。

イ 県有財産(土地・建物)の有効活用(確保目標額 23 億円)

現在、本県は、2,365件(7,206ha)の県有財産を所有しており、積極的な利活用を図る必要がある。

このため、平成16年度には、未利用地等(133件、317ha)について全庁的に利活用の検討を行い、利活用の予定のない物件についての市町村や民間への譲渡・売却を含め、第一次利活用方針を策定した。また、利用中の財産のうち、駅から至近距離にある庁舎・職員住宅等182件について、利用状況を詳細に調査した上で利活用を検討し、第二次利活用方針を策定する。

今後は、利活用方針に基づき、将来的にも利用予定のない財産の売却を進める。また、利用中の財産について、引き続き、効果的・効率的な利活用を図るための検討を行う。

【今後3年間の取組目標】

未利用地等133件のうち、将来的にも利活用予定のない財産(22件、7.8ha)の売却等を進める。

平成16年度に引き続き、利用中の財産の中で、駅から至近距離にある物件などのうち、県営住宅等利活用の可能性の高い物件概ね550件程度について、調査検討の上、利活用方針を策定する。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
・未利用地の売却		売却推進	
・利用中の財産の効果的・効率的な利活用の検討(550件)	・第三次利活用 方針の策定	・第四次利活用 方針の策定	・第五次利活用 方針の策定

ウ 特定目的基金の活用等（確保目標額 10 億円）

特定目的基金については、県民ニーズと基金の設置目的との整合性を常に検証し、適切な取崩しや運用益の活用に努める。なお、近年の低金利状況を踏まえた果実運用型基金の在り方や、県民ニーズの変化により必要性が低下した基金の在り方については抜本的な検討を行うものとする。さらに、一般会計、特別会計、企業会計の会計間相互の効果的な資金融通を検討する。

（３）県債の適切な活用等

本県では、バブル経済崩壊以降、国の経済対策や地方財政対策等に伴い多額の県債の発行を余儀なくされ、県債依存度が高くなっている。（図11）

今後、高度経済成長期のような税収増は見込めず、さらに、長期的には人口減少が予想される中では、県債依存度を抑制していく必要がある。しかしながら、県債の中には制度上活用せざるを得ないものもあることから、その性格に応じた活用を行う必要がある。

まず、県の判断により発行水準を決定できる通常債については、将来の公債費負担が過大とならないようにするため、公共事業等の抑制にあわせ、発行額の抑制を図る。

一方、国の地方財政対策等に応じて発行する特例債は、地方交付税に代わる財源としての性格を有するなど、これを活用しなければ財政運営に支障が生じるものであるため、その適切な活用を図る。

【今後 3 年間の取組目標】

将来にわたり財政の硬直化を防ぐために、平成19年度の県債依存度15%を目指して、県債発行額の管理を行う。

また、平成18年度からの地方債協議制の実施や平成19年度からの郵政民営化を視野に入れ、健全な財政運営と市場との対話を通じて、より長期な資金の借入の検討を含め、民間からの資金を安定的に調達することができる環境づくりを行う。

通常債発行額の抑制を図る。

特例債の適切な活用を図る。

収支ギャップを圧縮する過程における財政健全化債の暫定的活用を図る。

I R 活動の充実を図る。

地方債協議制

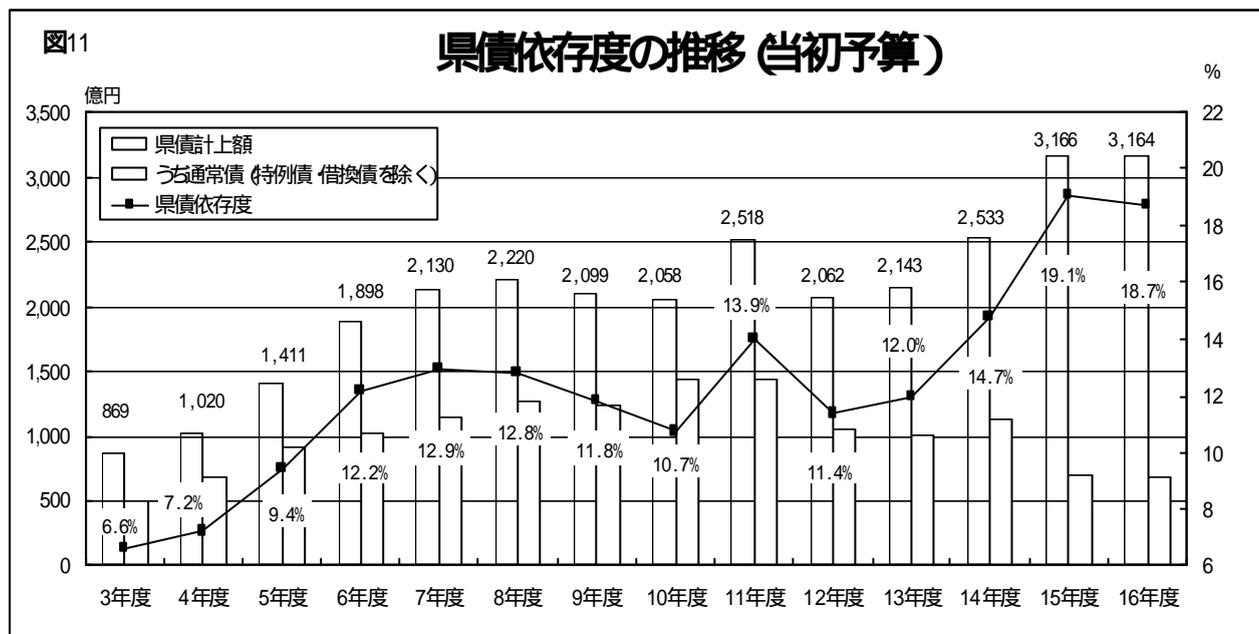
従来の地方債許可制度に代わり、協議という手続を経ることにより、総務大臣の同意がなくても地方債の発行が可能となる。

財政健全化債

各自治体が自主的に財政構造の健全化を図る場合、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内で発行する建設地方債。

IR (Investor Relations) 活動

広く投資家に対し情報提供を行うことで、財政状況等を深く理解してもらい、資金の円滑な調達を図る活動全般のこと。



(4) 資金運用

現在、県公金のうち、支払準備に必要な歳計現金は、普通預金や短期の定期性預金等で運用しているが、比較的長期の運用が可能な基金については、「確実かつ効率的に運用」という地方自治法の規定に基づき、定期性預金や国債などを中心に運用し、運用益の確保に努めている。しかしながら、近年の低金利状況の下、運用益は大幅に減少している。

厳しい財政状況の下、県の資源の有効活用を図るという観点から、公金についても安全性に留意しつつ、できる限り効率的な運用に努める。

【今後3年間の取組目標】

近年、運用商品が多様化し、仕組みも複雑になっている状況の中で、公金運用の一層の効率化や適切なりスク管理手法等について検討、実施する。

基金の一括運用を実施する。

運用手段の多様化を検討、実施する。

3 地方税財政制度の改善（確保目標額 20 億円）

冒頭にも記述したとおり、国は、多額の借入金を抱え、硬直的な財政運営を強いられており、そのため、地方財政は、国が地方を支えることのできない、危機的狀態に陥っている。

現在議論が進められている三位一体改革は、本来、地方分権を進めるに当たって、地方公共団体の財政基盤を強化し、自立性を高めるものでなければならない。しかし、地方交付税改革に関する最近の議論の中には、国の歳出削減を図る観点から地方交付税等を大幅に削減しようとする提案も見受けられる。これは、地方財政を破綻させる主張であり、地方として到底受け入れられるものではない。

このため、本県としては、持続的な地方交付税制度への改善など、地方分権の理念に基づいた、本来の三位一体改革が行われるよう、国に対し強く要望していく。

また、自己決定、自己責任の下に、県民の意向に沿った行政運営が可能となるよう、その他の改善すべき地方税財政制度についても、国に対し強く要望していく。

〔要望事項〕

税源移譲による自主財源の充実

持続的な地方交付税制度への改善（図12）

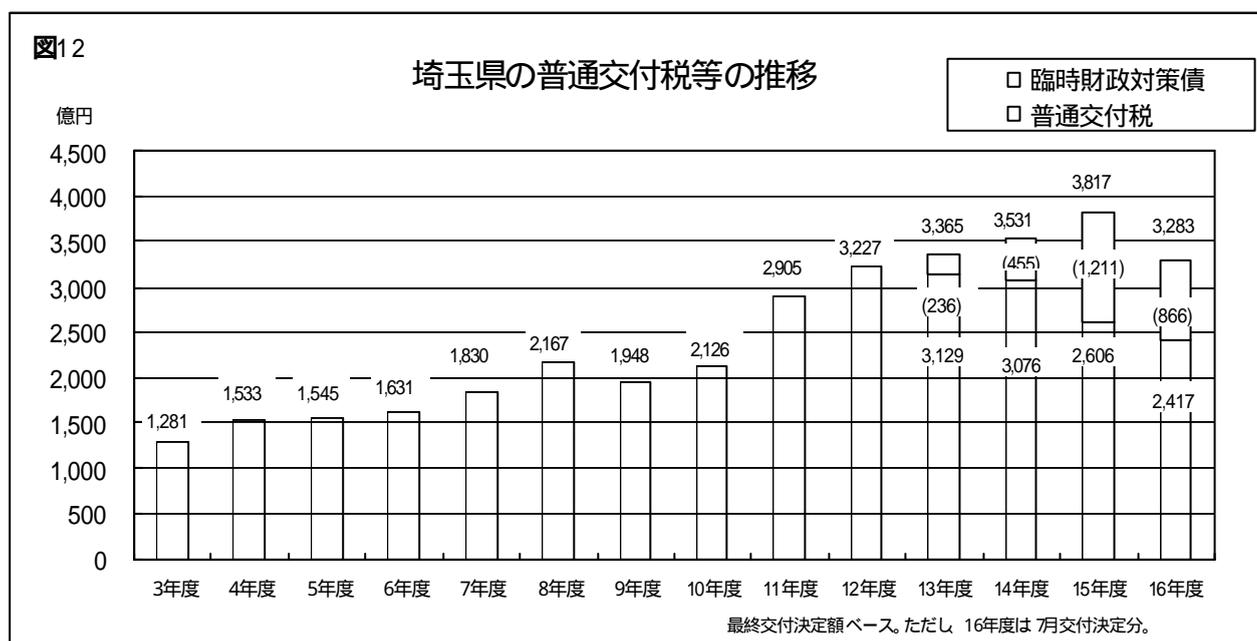
政府資金の繰上償還制度の改善（図13）

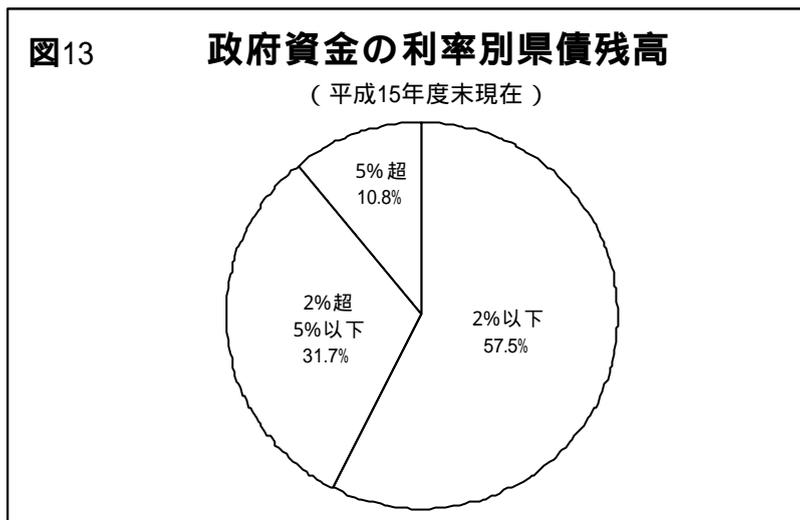
国庫補助負担金の超過負担の解消（表）

直轄事業負担金制度の廃止 など

繰上償還制度

平成13年度から、将来支払うべき利子の現在価値相当額を補償金として支払うことによる繰上償還が認められることとなったが、この制度では、公債費負担の実質的な軽減につながらない。





表

国庫補助負担金の超過負担額の推移（推計）

(単位:億円)

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
施設費	66.0	22.8	7.3	11.1	6.8
運営費	28.6	26.9	27.0	26.2	25.1
計	94.6	49.7	34.3	37.3	31.9

施設費...警察、公営住宅、高校産業振興、特殊学校、社会福祉の各施設
 運営費...農・林業改良普及員費、統計委託職員費、職業訓練校職員費

4 県民に分かりやすい情報の提供

これまで、本県では、総務省の基準により県の会計を対象としたバランスシート等を作成し、公表してきたが、平成15年度決算から、県が一定の出資を行っている法人を含めた連結バランスシートを作成し、本県全体の資産・負債の状況を把握できるようにしたところである。

今後とも、危機的な財政状況の下、県民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進するためにも、県民により分かりやすい財政状況に関する情報提供を行う。

HPアドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BH00/kessan/top.html>

【今後3年間の取組目標】

県財政に関する情報提供の充実を図る。

5 収支改善目標額（3年間で250億円）

以上に掲げた取組を推進し、財政収支試算表（7ページ参照）上の平成19年度の収支ギャップ700億円を200億円程度圧縮し、500億円程度とする。

これにより、平成17年度当初予算の圧縮額51億円とあわせ、行財政改革プログラム期間中の平成17年度から平成19年度までの3年間における収支ギャップの圧縮額は250億円程度となる。（図14）

< 収支改善方策の目標額 >（一般財源ベース）

（単位：億円）

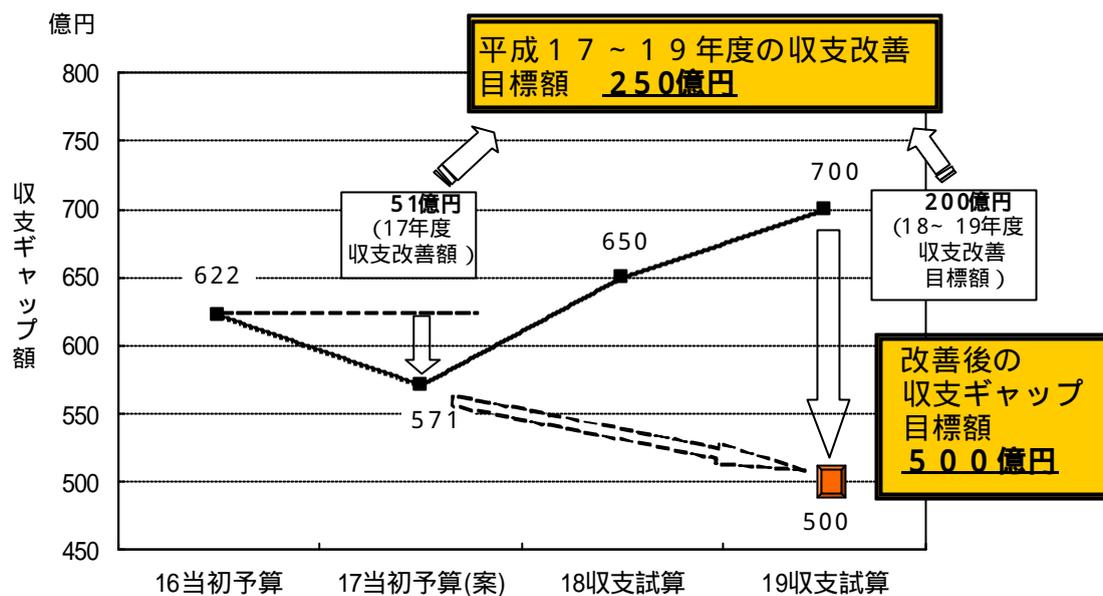
収支改善方策	目標額	主な取組
A 歳出削減に向けた取組	110	
人件費	20	新規定数削減計画
投資的経費	10	公共事業費（新築系）の抑制
その他の経費	80	
（うち県立施設）	(13)	（管理運営費の削減）
（うち指定出資法人）	(18)	（県費補助金、委託料の削減）
B 歳入確保に向けた取組	70	
県税収入の確保	35	滞納整理等徴収対策の強化等
その他の歳入	35	受益者負担の適正化、県有財産の有効活用等
C 地方税財政制度の改善	20	国庫補助負担金の超過負担の解消等
D 18～19年度収支改善目標額	200	A + B + C
E 17年度当初予算収支改善額	51	
F 17～19年度収支改善目標額	250 程度	D + E

圧縮後の収支ギャップは、財政調整のための基金の取崩し等により補てんする。

なお、予算執行段階における歳出削減、歳入確保により、収支ギャップの圧縮に努め、基金残高の復元等を図る。

図14

収支ギャップの見込みと収支改善額のイメージ



県民に向けた行政の意識改革

地方分権が進展する中、住民の多様なニーズを反映した個性豊かな地域づくりを進めるため、「官から民へ」、「県から市町村へ」という観点から県と国・市町村・民間との役割分担や連携の在り方を見直す。また、「顧客主義」、「成果主義」の視点から県庁内部の組織や仕事の進め方を見直すとともに、外部の知恵や意見を積極的に県政に導入し、「県民に向けた行政の意識改革」を推進する。

1 官民の役割分担及び県・国・市町村の役割の見直し

社会経済情勢が複雑・多様化する中、県民ニーズに柔軟に対応するためには、これまで県が担ってきた事務について、「官から民へ」の視点からの見直しを図り、「民間でできるものは、民間に任せる」ことを基本に、人材や資金など民間の経営資源を最大限活用していくことが必要である。

他方、地方分権や三位一体改革の流れを踏まえ、県・国・市町村の役割分担についても、見直しを行うことが必要である。

まず、国は、国際社会における国家としての存続にかかわる事務など、本来果たすべき役割を重点的かつ限定的に担うべきであり、その他のものは、財源と権限の移譲等により、地方自治体に任せるべきである。

また、地域における行政については、「住民に身近な行政は、できるだけ市町村が担う」ことを原則に市町村の権限を一層拡大し、県は市町村を支援するほか、広域的な事務や規模的に一般の市町村が処理することが不適当な事務、高度な専門性が必要とされる事務などについて、その果たすべき役割を担うとすることが適当である。なお、近年、公共基盤の整備を始め環境問題など、県域を超えた取組が必要な事業も増加しているため、「道州制」や「首都圏連合」など、広域的な取組を進めるための体制づくりについても広く研究していく必要がある。

(1) 官から民へ

社会情勢が変化する中で、多様な県民ニーズに的確に対応するためには、地域の実情に応じ、公共サービスの提供をNPO、民間企業等との間で適切に役割分担していく必要がある。

そのため、県と民間がそれぞれ役割分担した上で、NPOなどとの協働を進めるとともに、PFI手法を導入するなど民間の持つノウハウを積極的に取り入れる。

NPOとNPO法人

NPOは、英語のNon-profit Organizationの略で「民間の非営利組織」と訳されており、一般的には市民が継続的、自発的に社会貢献活動を行うボランティア団体などの市民活動団体を指す。このNPOのうち、特に外国との交流などを行う団体をNGOという。

また、NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づいて法人格が付与された団体をNPO法人という。

PFI (Private Finance Initiative)

公共施設の整備に当たり、民間の資金や優れたサービス提供ノウハウを活用するとともに、設計から運営までを一体でゆだねることにより、整備費用の軽減を図る手法のこと。

ア NPOとの連携

NPOの社会貢献活動が活発に行われることにより、NPOが公共的サービスの新たな担い手として、さらには、新たな経済主体として、地域社会の活性化や雇用創出に貢献するなど、分権型社会を確立していく上で重要な役割を果たしていくことが期待されている。NPOと行政とは、共通の目的を有する領域においては、お互いの特性を活かしながら積極的な協調・連携を図り、協働を進めていく必要がある。

このため、本県では、NPO法人の設立認証事務の円滑化を図り、認証数の拡大を目指すとともに、NPOと行政との協働を行うための環境づくりに努め、県民の自主的、自発的な活動を促進する。

【今後3年間の取組目標】

NPO法人の設立認証事務の円滑化を図り、認証数を増加させる。

(平成19年度1,250法人)

NPOと県との協働を進める環境づくりを行うため、「NPO活動の促進に関する行政方針」を見直すとともに、協働事業を推進する。

NPOの団体情報を検索できるデータベースやNPO、行政などが情報を交換するための電子掲示板・電子会議室など、NPO活動を支援する総合的な情報提供システムの拡充を図る。

税制優遇措置などNPO活動を促進する制度改革を国に一層強く要望する。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
NPO法人設立認証数の増加	認証数(累計) 850法人	1,050法人	1,250法人
			▶
NPO・ボランティア活動に関する 総合的な情報提供システムの整備 【アクセス件数】	機能の充実		
	【50,000件】	【80,000件】	【100,000件】

イ 民間との協働の推進

(ア) P F I の導入推進

質の高い公共サービスをより効果的・効率的に提供するためには、ソフト、ハード両面において、民間の持つノウハウを積極的に取り入れることを検討すべきである。このため、今後とも施設整備等において、P F I の導入を進める。

また、従来は20億円を超える施設整備についてP F I による整備の検討を行ってきたが、20億円以下の施設であっても、P F I により効率的な整備・運営が期待できるものについては、積極的な検討を進める。

【今後3年間の取組目標】

「埼玉県P F I 活用指針」に基づき、P F I の導入を図る。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
P F I の導入			
・大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業		建設	(運営H20～39年度)
・彩の国資源循環工場(サーマルリサイクル施設)	建設		運営(～H35年度)
・浦和地方庁舎E S C O事業		省エネサービス契約(～H25年度)	

HPアドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BY00/PFI/pfi.html>

(イ) 民間企業等との連携

本県では、道路の清掃美化活動や防犯、廃棄物対策等に関する情報提供システムなど、県と民間企業等が連携した事業を行ってきた。

今後、更にあらゆる分野において、民間企業や地域の住民団体などと連携した事業の拡充を図る。

〔取組事例〕

彩の国ロードサポート(平成14年4月～実施)

県・市町村と取り交わした確認書に基づき、ボランティアで道路の清掃や花の植栽などを行う活動団体に対し、県と市町村がその活動を支援することにより、快適で美しい道路環境づくりを進める。

防犯のまちづくりに関する協定(平成16年6月～実施)

県と企業等が防犯のまちづくりに関する協定を締結し、様々な事業活動を通じて地域の見守りを行うなど、安心・安全なまちづくりの実現を図る。

廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定（平成15年3月～実施）

県と企業等が廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定を締結し、企業等関係者が業務中に廃棄物の不法投棄を発見した場合、関係行政機関に情報を提供するなどにより、不法投棄の早期発見を行い、県民の生活環境の保全を図る。

（ウ）その他の協働手法の導入

新たな民間との協働・連携手法を導入し、民間の専門的な知識や技術等の活用による行政の効率化を図る。

【今後3年間の取組目標】

民間にゆだねた方が効率的、効果的な業務について、包括的に民間に委託するなどにより、管理運営経費の削減を図る。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
包括的民間委託の導入 ・柿木浄水場管理運営業務 ・流域下水道（一部流域）	民間事業者による管理運営（～H21年度）		
	導入準備	・包括的民間委託の導入	

包括的民間委託

サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための新たな方式。性能発注方式及び複数年契約を基本的な要素としている。

国で検討を進めている「市場化テスト」について、導入の可能性を検討する。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市場化テストの導入検討	国のモデル事業の実施状況や法令等の制定状況を踏まえ、導入を検討		

市場化テスト（官民競争入札制度）

国や地方自治体が行っている仕事について、官と民とを対等な立場で競争させ、「民にできるものは民へ」を具体化させる仕組み。透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスについて、官民競争を実施し、価格と質の両面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供する制度。

〔国で試行的に導入するモデル事業〕

ハローワーク、社会保険庁、行刑施設関連業務の一部

県庁舎の整備に当たっては、民間のアイデア・活力を導入し、財政負担を極力抑制した整備手法等を検討する。

県立施設等の整備に当たっては、民間の資金や施設など、極力民間資源を活用した効率的な手法を導入する。

ウ 民間人材の一層の活用

行政の高度化、多様化、国際化等が進む中、庁内では得られにくい高度の専門性や外部の意見を県行政に反映させるため、個別事業の実施に当たり、民間の人材を積極的に活用する。

また、学校では、平成13年度から県立学校長に民間人を採用しているが、導入の成果を見極めつつ、拡大について検討する。

【今後3年間の取組目標】

任期付職員の採用などにより、民間の人材の有効活用を進める。

個別事業の実施に当たり、民間のアドバイザー等を積極的に活用する。

県立学校の民間人校長枠の拡大など、民間ノウハウを取り入れた学校経営を更に進める。

(2) 県から市町村へ

本県においては、これまで、地方分権一括法の施行や、政令指定都市・中核市・特例市の指定に伴う権限移譲を進めるとともに、「埼玉県分権推進計画」に基づき、分権モデル市町村制度や分権推進交付金の創設などにより、県内市町村への積極的な権限移譲を進めてきた。また、市町村の自主的な合併に向けた支援や広域行政の推進に努め、分権の受け皿である市町村の行財政能力の充実強化や効率化を図ってきたところである。

今後、合併により誕生する新たな市町村にこれまで以上の権限移譲を行うとともに、意欲と能力のある市町村に対して更に自立を促すことにより、地域の自己決定権を拡充する。

HPアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/B000/bunken/kei/kei_5.htm

ア 市町村への権限移譲の推進

権限移譲の在り方や新たな移譲事務を掲げた「埼玉県権限移譲方針」(平成16年12月策定)に基づいて、市町村への権限移譲を計画的かつ積極的に行う。

【今後3年間の取組目標】

移譲事務の拡大

市町村からの意見や提案を積極的に取り入れるとともに、「彩の国中核都市」や「まちづくり分権自治体」の分権モデル市町村制度により、市町村に移譲する事務の拡大について、計画的かつ積極的に推進する。

効率的な権限移譲の推進

権限移譲の効果を最大限発揮できるよう、事務の一部移譲ではなく一連の包括的な権限移譲に努めるとともに、全県単位又は出先機関単位の権限移譲、市町村の規模に応じた権限移譲等を進める。

権限移譲に伴う市町村に対する支援

移譲事務を処理するために必要な経費については、引き続き、適切な財源措置を行うとともに、専門的知識や資格を必要とする事務については、県職員を派遣するなどの人的支援措置を行う。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
市町村への積極的な権限移譲	各市町村との協議・調整を踏まえ順次実施		

イ 市町村の行財政基盤の強化

引き続き、県内市町村の自主的な合併を支援し、市町村の行財政基盤の強化を促す。

【今後 3 年間の取組目標】

自主的な市町村合併の促進

合併協議を行う市町村に対する助言・情報提供、合併協議会への職員派遣などの支援を引き続き行っていく。

また、平成 17 年 4 月 1 日から施行される「市町村の合併の特例等に関する法律」、いわゆる合併新法に基づき国が定める基本指針を受けて、合併の促進に関する構想を定め、合併を促進する必要があると認められる市町村に対して合併協議を働きかけるなど、自主的な市町村合併を積極的に促進する。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
自主的な市町村合併の促進	構想の策定	自主的合併に向けた支援	

広域行政の促進

市町村合併の進展を踏まえつつ、効率的かつ高度な取組が必要とされる消防やごみ処理などの行政分野にあっては、広域的な取組を促進する。また、その際に必要となる広域行政制度に関する専門的・技術的な助言を行う。

なお、広域的な行政課題を解決するために実施する事業などに対して、ふるさと創造資金を活用した支援を引き続き行う。

ウ 市町村からの提案による規制緩和

市町村からの提案により、規制の特例措置や支援方法の改善を図る県内版「構造改革特区」の創設など、市町村の自立を促す新たな視点に立った政策展開を図る。

2 組織改革

県と国、市町村、民間との役割分担や組織の適正化・効率化を図るため、組織改革や職員定数の削減を進める。

(1) 責任を持って機動的に対応できる体制の整備

様々な政策課題に対し、責任を持って機動的に対応するため、適正な組織規模や業務の関連性などを考慮しつつ、常に組織の在り方を見直し、最適な組織体制を目指す。

このため、部の再編を行うほか、県行政の重要な課題に短期間で成果を出すための、期間を限った組織を機動的に設置する。

また、地域機関については、県民サービスの向上及び地方分権の進展に伴う県と市町村の役割分担の明確化を図る観点から、その在り方を見直すとともに、総合地域機関化の検討も含め、責任を持って機動的に対応できる事務執行体制の整備を進める。

更に、職制についても、その職の責任や職務の実態に合わせて、職名の変更や廃止を行う。

【今後3年間の取組目標】

平成17年4月に、部の再編を行う。

地域機関の見直しを進める。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
・部の再編	・再編(H17.4.1) 7部 10部		
・地域機関の見直し		検討・実施	

(2) 保健所体制の再編強化

地域に密着したサービスは、市町村が責任を持って処理できるよう、市町村への事務移譲を一層推進するとともに、市町村を支援・補完する高度・専門技術的機能の強化を図るため、保健所政令市化の促進や保健所の機能、体制の見直しを進める。

保健所政令市

保健所は、地域保健法第5条により、都道府県、地方自治法上の指定都市、中核市及び政令で定める市又は特別区が設置しているが、このうち政令で定め保健所を設置する市を「保健所政令市」という。

【今後3年間の取組目標】

平成18年4月に保健所再編を実施する。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
・事務移譲の促進		事務移譲促進	
・保健所の再編	再編準備	・再編(H18.4.1)	

(3) 試験研究機関の改革

ア 農林総合研究センターの再編

本県農林業を支え、豊かな県民生活を実現するため、試験研究分野の重点化などを図るとともに、県民生活の満足度の向上や新しい価値の創造につながる試験研究を進めるための体制を整える。

【今後3年間の取組目標】

農林総合研究センターの再編

平成18年度までに本部機能、農産物加工研究機能、畜産研究機能、植木研究機能、森林研究機能を畜産研究所の敷地（江南町）に再編・集約する。研究機能の移転により、森林研究所の研究施設（寄居町）、園芸研究所深谷試験地の研究施設（深谷市）は廃止する。

また、確実な研究成果を上げるため、運営の見直しを進めるとともに、更なる再編について検討する。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
農林総合研究センターの再編	再編準備	・再編(H18.4.1)	
			更なる再編の検討

イ 他県等の試験研究機関との連携

他県や民間の試験研究機関との連携を図り、同一研究分野についての役割分担や研究の高度化を図るとともに、研究設備の有効活用や研究経費の縮減を図る。

ウ 外部評価制度の充実

試験研究機関の研究成果について、産業への寄与度等の新たな視点からの外部評価を実施し、研究テーマの選択や予算・組織の見直しに反映させる。

(4) 地域機関への権限委譲

これまで、部長や課長から地域機関の所長等への権限委譲を進め、過去3か年で約140件の権限を委譲してきた。今後とも引き続き、県民サービスの向上を図るとともに的確かつスピーディーな意思決定を行うため、県民に身近な組織である出先機関への権限委譲を進める。

【今後3年間の取組目標】

県民サービスの向上を図るとともに、的確かつスピーディーな意思決定を行うため、地域機関への権限委譲を進める。

(5) 職員定数の削減(再掲P11)

これまで、事務事業の見直し、電子県庁の推進による事務の効率化、外部委託の推進などにより、定数削減計画に基づく計画的な定数削減を進めてきた。

引き続き、県民サービスの低下を来さないよう配慮しながら、更なる定数削減を行い、簡素で効率的な組織の整備を図る。

また、国の公務員制度改革や民間の給与水準等を踏まえながら、職員給与の適正な管理を行う。

【今後3年間の取組目標】

公立学校の教職員や警察官など、法令等により基準が定められているものを除く、県の裁量により削減が可能な職員定数について、3年間で421人削減する。

《知事部局》

現行の定数削減計画を前倒しして達成するとともに、3年間で知事部局の一般職員定数を360人削減する。

《教育委員会》

現行の定数削減計画を前倒しして達成するとともに、3年間で教育委員会事務局職員定数を36人削減する。

また、県立高等学校事務職員等(県単職員)定数を25人削減する。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
職員定数の削減 知事部局一般職員、教育委員会事務局職員、 県立高等学校事務職員等(県単職員)	計画期間中に421人を削減		
9,497 人 9,076 人	(192人)	(2年間で229人)	

3 マネジメントシステムの改革

(1) 政策評価の充実・強化による成果主義の徹底

これまで、県民の視点に立った分かりやすい政策指標を設定し、その達成状況等により施策及び事業を評価する政策評価システムを確立し、公表してきた。

平成16年度には、施策ごとの指標についても設定し、施策評価の改善を図るとともに、事務事業評価を事務事業の総点検と一体的に実施し、評価と予算編成の連携を進めてきた。

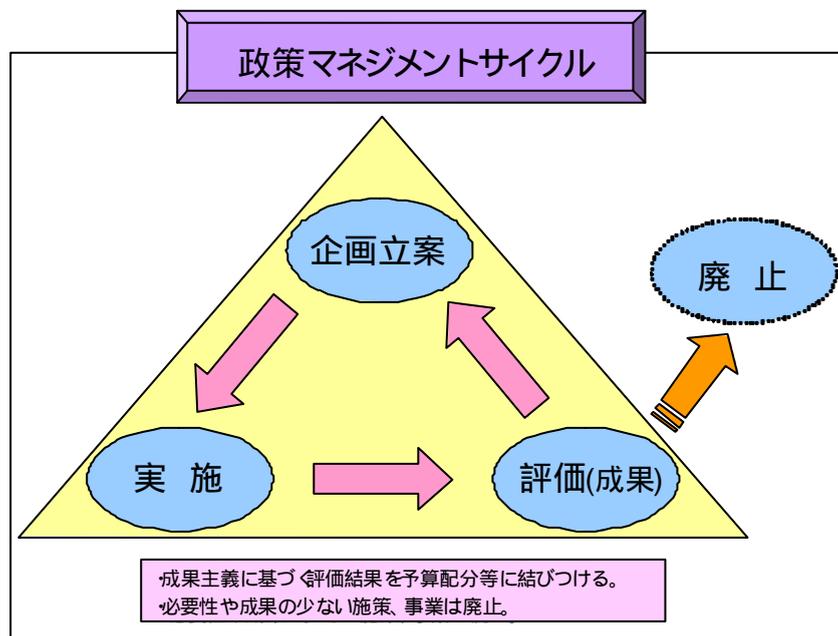
今後も、政策評価制度の充実を図り、評価結果（成果）を予算配分などに結びつける政策マネジメントサイクルをシステムとして確立し、成果主義を徹底する。

また、特定の政策テーマについて、より深い評価を実施し、政策の有効性や問題点を明らかにする。

【今後3年間の取組目標】

政策評価の結果を予算配分や組織目標の設定・評価などに結びつける政策マネジメントサイクルをシステムとして確立し、成果主義を徹底する。

特定の政策テーマについて、より深い評価を実施し、政策の有効性や問題点を明らかにする。



(2) 人事管理システムの充実

平成14年度から実績評価と能力評価からなる「新たな人事評価システム」を導入したが、更に適正かつ公平・公正な人事評価が行えるよう、評価制度の見直しを行い、能力、実績・成果をより重視した人事管理を推進する。

【今後3年間の取組目標】

職員の能力や仕事の成果をよりの的確に反映できる人事評価制度への見直しを行う。

人事評価の結果を人事管理や給与に一層反映させ、努力した職員、成果を上げた職員を適正に処遇する。

新たな「人材開発基本方針」を策定し、それに基づく研修を実施することにより、職員の政策形成能力や経営能力等の向上、意識改革を図る。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人事評価制度の見直し	制度の見直し	見直し後の評価制度の実施	
人事評価結果の人事管理、給与への反映	検討・実施		
職員研修の充実	人材開発基本方針策定	研修の実施	

4 電子県庁の推進

県では、これまで「IT推進アクションプラン」に基づき、IT基盤の整備を進めてきた。今後は、ITを本格的に利活用する段階に入ることから、ITを活用した業務の効率化と県民サービスの向上を目的とした電子県庁化を更に推進する必要がある。

そのため、ワンストップ・ノンストップサービス化を推進し、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付や電子入札、税の電子申告など様々な分野での行政サービスの電子化を進め、利用者の視点に立った利便性の高いサービスを提供するとともに、事務の効率化によるコストの削減を図る。

ワンストップサービス

様々な行政サービスを1か所のホームページで受付可能にすること。

ノンストップサービス

電子申請などにより、行政サービスの提供を24時間365日可能にすること。

マルチペイメントネットワーク

金融機関と収納機関（県など）をネットワークで結ぶことによって、利用者がパソコン、携帯電話、ATMなどの様々なチャネルを利用して、公共料金や税金の支払いができ、即時に収納情報が収納機関に通知されるようになる。

【今後3年間の取組目標】

申請・届出等の手続の電子化を推進し、事務の効率化と申請者の利便性の向上を図る。

インターネットを介して入札を行い、契約予定業者を選定する電子入札システムを導入し、入札事務の効率化と公正性、透明性の向上を図る。

法人事業税、法人県民税の申告の電子化や自動車税等の納付手続の電子化など、申請者の負担軽減を図るとともに、事務の効率化によるコスト削減を図る。

情報システムの最適化に向けて、職員情報（人事、服務、給与、共済）関連システムの整備を始めとして、情報システムの再編を進める。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
申請・届出等手続の電子化	申請対象拡大		
【電子申請件数】	【25,000件】	【37,000件】	【49,000件】
電子入札システムの運用	運用対象拡大		
地方税電子申告システムの整備	・運用開始		
情報システムの再編	計画		整備

5 指定出資法人の改革

指定出資法人は、これまで県の補完的・代替的な役割を果たし、県政の一翼を担ってきた。

しかし、社会経済情勢の変化に伴い、設立当初の役割が低下している法人や、経営に課題を抱えている法人もある。

一方、出資法人以外にも、公的サービスの新たな担い手として、民間事業者やNPOなどが育ってきている。

また、地方自治法の改正により、指定管理者制度が創設され、従来は、県の出資法人等に限られていた公の施設の管理が民間事業者などでも可能となるなど、出資法人を取り巻く環境は大きく変化している。

県では、法人の統廃合や県からの財政支出の削減に取り組んできたが、このような状況の下、出資法人の抜本的な見直しを行うために設置された「埼玉県出資法人あり方検討委員会」からの提言も踏まえ、今後、次のとおり指定出資法人改革を一層進める。

なお、出資法人改革を進める中で生じるプロパー職員の雇用問題については、県民の理解の得られる範囲で適切な対応を図る。

(法人別の改革方針については、別添「指定出資法人改革プログラム」を参照。)

改革方針（総論）

（１）財政支出の削減（再掲P19）

委託・補助事業の見直し、給与制度の見直し及び指定管理者制度の導入に伴う経営改善などにより、県からの財政支出を平成19年度当初予算では、平成17年度当初予算に比べ、一般財源ベースで18億円削減する。

（２）県派遣職員の削減

法人の自主性・自立性を高めていくために、県派遣職員を段階的に削減し、必要最小限とする。

（３）組織体制・給与制度の見直し

経営の合理化を進め、効率的な組織体制を構築するよう法人を指導する。

また、給与制度については、民間類似法人の水準を踏まえるとともに、経営実績、業務実績が反映される制度を導入するよう法人を指導する。

（４）事業の見直し

必要性が低下している事業や、他団体でも実施可能な事業等は、廃止・移管するよう法人を指導する。

（５）新規事業の実施

一層の経営基盤の確立を目指し、各法人の持っている専門性を活かした収益性のある事業を積極的に実施するよう法人を指導する。

6 職員の意識改革

県政運営に当たっては、常に県民の視点から事業の有効かつ効率的な執行に努めるとともに、広い視野に立って地域をプロデュースしていくことが求められる。そのためには、各所属ごとに具体的な組織目標の明確化と共有化を図り、目標に対する取組成果を確認することにより、職員の目的意識を高めるとともに、職員一人一人が、現場や県民の様々な意見や考えを業務に活かしていくことができる環境づくりを進めることが必要である。

また、知事や幹部職員と一般職員が様々なテーマについて議論する「県庁タックル」や、部局の抱える課題について議論を行う「部局別の職員討論」、さらには、個々の職員の斬新なアイデアを施策に活かす「職員提案制度」や県民サービス向上運動である「3Sチャレンジ(スピード・スマイル・スピリット)」に取り組むことなどにより、県庁内の活性化を図ることも重要である。

今後、これらの取組をより一層充実し、職員の意識改革を図る。

【今後3年間の取組目標】

各所属ごとに具体的な組織目標と取組結果を明確にし、成果主義に基づく行政運営を推進する。

職員討論(県庁タックル、部局別の職員討論)を実施する。

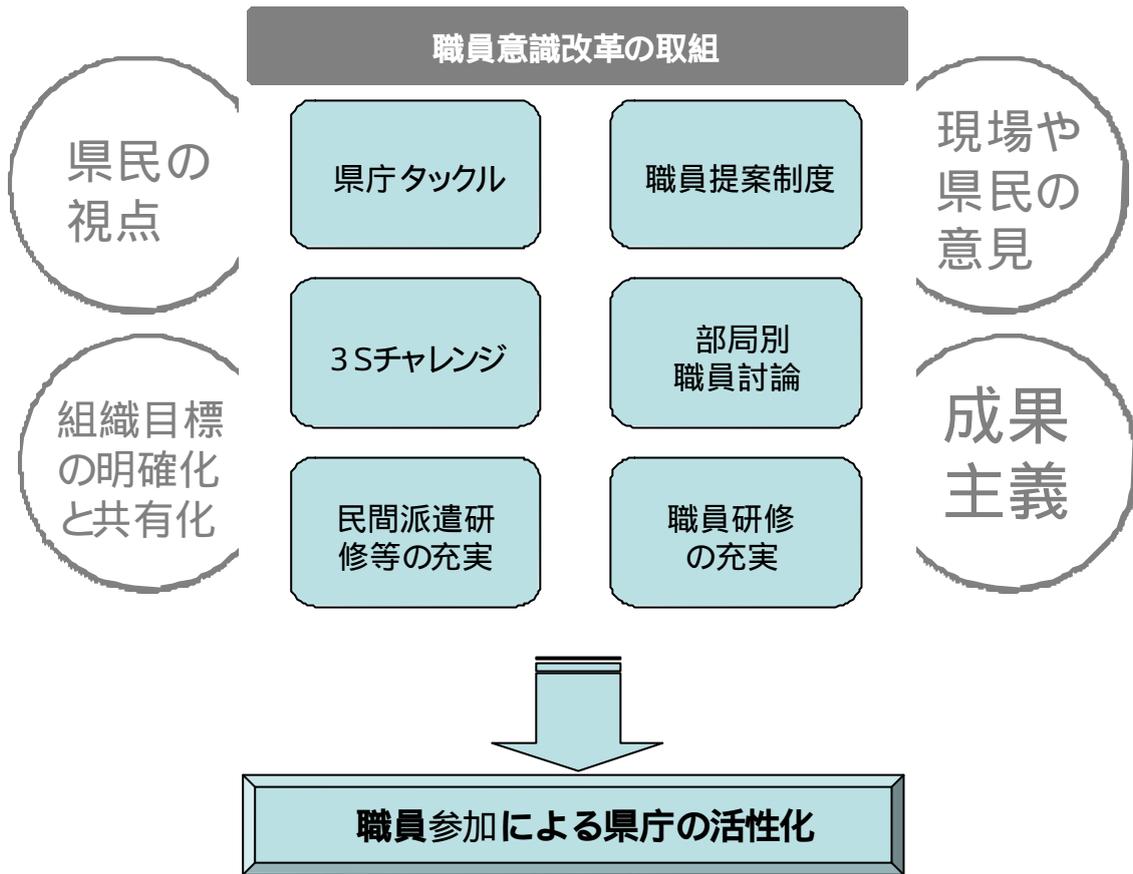
職員提案制度の充実を図る。

3Sチャレンジの充実を図る。

職員研修の充実を図る。(再掲P39)

民間派遣研修、他の都道府県への派遣の充実を図る。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
各所属ごとの組織目標の設定と共有化	・実施	・実施	・実施
県庁タックル、部局別の職員討論の実施	・実施	・実施	・実施
3Sチャレンジの充実	テーマを設定し、 実施	テーマを設定し、 実施	テーマを設定し、 実施
職員研修の充実(再掲P39)	人材開発基本方針策定	研修の実施	



V 活力ある埼玉の実現

1 経済活性化（中長期的な税収増加策）の必要性

危機的な財政状況を改善するためには、歳出の削減と歳入の増加を図るための緊急対策の実行が必要であるが、同時に、これによる県民サービスの低下や、財政の縮小均衡を招かないよう留意しなければならない。

また、今後、少子・高齢化の進展や将来的に人口の減少が見込まれていることを考慮すると、引き続き県内産業の支援に努めるとともに、県外から人や企業・投資を呼び込むことにより、県内経済の活性化や雇用創出を図るなど、本県の活力を維持・向上させるための方策を講じる必要がある。

そのことが、結果として、中長期的な税収増加をもたらし、本県の行財政改革にも寄与するものとする。

2 経済活性化の考え方

バブル経済の崩壊以降、本県では、国の政策に呼応して、公共投資中心の経済活性化策（景気対策）を実施してきた。しかし、そのことが、現在の県債残高を増加させた大きな要因となっており、また、現在の県の厳しい財政状況に鑑みると、今後、財政出動を中心とした経済活性化策の実施には限界がある。

また、県と国との役割分担や、「官から民へ」の大きな流れの中での官民の役割分担を考慮すると、県が独自にできることには自ずと限りがある。

こうしたことから、今後は、財政支出主導型の経済活性化策から、民間主導による経済活性化へと転換を図り、県においては、特区の活用等による規制緩和や税制上の優遇措置など、民間事業の支援を中心とした政策の推進を図る。

3 計画期間中の主な経済活性化策

以上のことから、今後3年間の当プログラム計画期間においては、企業の誘致による経済活性化に集中的に取り組むほか、引き続き県内中小企業の支援や産業としての農業の確立などについて、施策を推進する。

(1) 県内中小企業・ベンチャー企業の支援

高い技術力を有する中小企業が集積しているという本県の強みをより活かすため、引き続き「産業技術総合センター」などの活用により県内中小企業の産業技術力の強化を支援するとともに、「創業・ベンチャー支援センター」や「(財)埼玉県中小企業振興公社」における支援機能を活用して、創業の促進や新事業への取組を支援する。

また、県内企業と大学や試験研究機関との連携を強化し、独創的な技術や新製品を有する企業の創出を図るとともに、中小企業の経営環境変化を踏まえた、制度融資の充実や経営革新への支援を行い、足腰の強い企業づくりを進める。

【今後3年間の取組目標】

創業・ベンチャー支援センターにおける民間専門家からのアドバイスの実施等により、創業を促進する。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
創業・ベンチャー支援センターにおける支援策の実施	専門家等による総合相談、掘り起こし		

産学官連携の促進や知的財産に関する相談機能の充実などにより、県内中小企業の知的財産の創造・保護・活用を活発化させ、新技術・新産業の創出を図る。特に、平成18年度までを知的財産戦略集中期間とし、特許出願件数6,300件を目指す。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
知的財産戦略に基づく、新技術・新産業の創出	産学官連携による研究開発の促進 知的財産に関する総合相談支援 知的財産活用による事業創出の促進		
	(知的財産戦略集中期間)		

商工業やサービス業など中小企業が取り組む新製品開発や新しい販売手法の導入等の経営革新に対して、経営革新計画の策定に関する助言や相談、セミナーの開催などの支援を行う。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
中小企業の経営革新への取組支援	経営革新計画策定の促進 経営革新モデル企業の指定		

(2) 企業の誘致

ア 誘致活動の推進

企業の県内誘致に引き続き取り組み、特に平成17年1月から約2年間は、「埼玉県企業誘致大作戦アクションプラン」(平成17年1月策定)に基づき、集中的な企業誘致活動を展開する。

【基本方針】

- ・ 埼玉県の徹底したPR、誘致活動
本県の魅力や立地環境を徹底的にPRし、誘致活動を積極的に行う。
- ・ オーダーメイド誘致
個別の企業の実情に応じた誘致を行う。
- ・ クイックサービス
立地を希望する企業に迅速に対応する。
- ・ ワンストップサービス
各種相談やフォローアップなど、様々なサービスを総合的に行う窓口を設置する。

イ 企業誘致の推進体制

(ア) 民間等との連携

県、市町村とともに経済界や有識者の参画を得て設置した「埼玉県企業誘致推進会議」において、官民挙げた企業誘致を行う。

(イ) 県庁組織の強化

平成17年1月に設置した企業誘致推進室において、本県の優位性のPRや誘致活動を展開する。

【今後3年間の取組目標】

企業の県内誘致を推進する。特に、平成18年度までをアクションプランに基づく集中取組期間として、県内立地企業数100件を目指す。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
企業の誘致		企業の誘致	
		(アクションプラン集中取組期間)	

(3) 観光客の誘致

豊かな自然や伝統文化、多彩な産業観光資源を活かしながら、魅力的な観光拠点づくりを進めることにより、多くの観光客の誘致を図る。

また、民間や市町村等と連携した観光PRを充実するとともに、海外からの観光客誘致についても積極的な展開を図る。

【今後3年間の取組目標】

観光PRの充実や広域観光ネットワークづくりを進め、本県を訪れる観光客の増加を図る。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
観光客の誘致	観光PRの充実、産業観光の推進等		

(4) 魅力ある産業としての農業の確立

年間農業所得が1,000万円以上の企業的農業経営体を育成し、農業を魅力ある産業として確立するため、県産農林産物のブランド化の推進、新規就農者の育成、遊休農地の活用や革新技术の開発普及による農業生産の拡大などについて、引き続き支援する。

【今後3年間の取組目標】

生産技術や経営管理能力に優れた意欲ある農業経営体を支援し、年間農業所得が1,000万円以上の企業的農業経営体の増加を図る。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
意欲ある農業経営体の支援	継続的な支援の実施		

本県で育成した品種や本県の特徴的な農林産物の付加価値生産、加工品の開発等を支援するとともに、広範なPRに努めるなど、戦略的に県産農林産物のブランド化を推進する。

取組項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
県産農林産物のブランド化の推進	継続的な支援の実施		

農業への新規参入を含めた新規就農者を確保するため、県、市町村、農業委員会、農林公社、農業協同組合など、関係機関の連携を一層緊密にし、きめ細かな就農相談を実施するとともに、研修農場の設置や農業経営の発展段階に応じた技術経営指導を実施する。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
新規就農者の確保・育成	継続的な支援の実施		
			▶

(5) 民間活力による経済活性化を推進するための手法の検討

ア 民間資金を活用した社会基盤整備手法の検討

地方への税源移譲後の新たな社会基盤整備手法として、都市再開発事業など一定の収益が見込まれる公共的プロジェクトについては、現在の補助金交付方式に代わる新たな手法を検討する。

イ 構造改革特区・地域再生制度の活用

現在、地域経済の活性化を図るため、地域を限定して規制の特例措置を設ける「構造改革特区」と、国の各種制度を見直し、地域を支援する措置を講じる「地域再生」が実施されている。

今後とも、県内経済の活性化を図っていくため、既存の法制度や枠組みにとらわれず、構造改革特区や地域再生などを積極的に活用し、新たな視点に立った政策展開を図る。

(6) 雇用の促進

依然厳しい雇用情勢を踏まえ、「ヤングキャリアセンター埼玉」や「彩の国就職支援プラザ」において、引き続き、職業に就くためのきめ細かな支援を行うほか、職業や能力開発等に関する情報を提供する。

【今後 3 年間の取組目標】

働く意欲のある人に対して、「ヤングキャリアセンター埼玉」や「彩の国就職支援プラザ」において、カウンセリングやセミナー等を行い、就業を支援する。

取組項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
働く意欲のある人に対する就業支援	カウンセリング、セミナー等就業支援の推進		
			▶

指定出資法人改革プログラム

1 (財) 埼玉県芸術文化振興財団

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】 財政支援基準の明確化(自主事業) ・芸術性の高い自主事業など目的毎に支援基準の設定・財政支援の実施	予算に反映	継続実施	
【県及び法人で実施】 県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	実施	プロパー職員中心の体制の構築	
【法人で実施】 自主事業の収支比率の向上(普及教育事業等除く)	目標【50%以上】達成	継続実施	
法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	導入準備	新制度導入	

2 (財) 埼玉県国際交流協会

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県及び法人で実施】 県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	プロパー職員中心の体制に向け、順次実施		
【法人で実施】 事業の重点化 ・NGOを支援する事業・在住外国人を支援する事業等へ重点化	重点化事業の実施		
NGO等との連携強化・事業効果の向上	連携強化・事業効果の向上		
法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	導入準備	新制度導入	

3 (株) 秩父開発機構

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】 県派遣職員の引揚げ	・H16年度末実施		
【法人で実施】 経営体制の強化 ・社長の常勤化に向け株主間等の調整後、登用・プロパー職員の登用	順次実施		
自主事業の積極的な展開	順次実施		

4 埼玉新都市交通(株)

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】 沿線開発の推進	沿線市町とともに推進		
【法人で実施】 収益性・効率性の向上 ・中期経営計画(H14~H18年度)の目標達成 ・新中期経営計画を策定・実施		目標達成	新計画に沿って実施

5 埼玉高速鉄道（株）

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】 利用促進（バス事業者との連携・沿線集客施設の活用等）	沿線市とともに推進		
沿線開発・まちづくりの推進	沿線市とともに推進		
【法人で実施】 利用促進及びコスト削減	新中期経営計画（H17～H19）の推進		

6 （財）いきいき埼玉

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県及び法人で実施】 県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	順次実施	プロパー職員中心の体制の構築	
【法人で実施】 事業の重点化 ・NPO活動・ボランティア活動・高齢者活動の支援に関する事業へ重点化	順次実施		
法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	新制度導入		

7 （財）さいたま緑のトラスト協会

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】 県補助金の見直し	見直し	実施	
【法人で実施】 経営基盤の強化（会費収入の増加）	順次実施		

8 （財）埼玉県消防協会

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】 県派遣職員の引揚げ	・H17年度末実施		

9 （社福）埼玉県社会福祉事業団

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県及び法人で実施】 県立福祉施設の移管・事業団による自主運営 ・花園学園、あげお（知的障害者更生施設） 花園児童学園（知的障害児施設）	社会福祉事業団へ移管（H17.4.1）	事業団による自主運営	
・皆光園、そうか光生園（身体障害者療護施設）	移管準備	社会福祉事業団へ移管（H18.4.1）	事業団による自主運営
・上里学園、おお里、いわつき（児童養護施設）の移管に向けた調整	協議・調整		
県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	実施	プロパー職員中心の体制の構築	

10 (財) 埼玉県生活衛生営業指導センター

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】 県補助金の見直し	予算に反映	継続して見直し	
【法人で実施】 事業評価の実施、効果が認められない事業の廃止	事業評価実施	事業の廃止	

11 (財) 埼玉県産業文化センター

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】 県委託料の引下げ、施設貸付料の減免措置の見直し	委託料の引下げ 貸付料の見直し	継続実施	
【県及び法人で実施】 県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	順次実施	プロパー職員中心の体制の構築	
【法人で実施】 法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	導入準備	新制度導入	

12 (財) 埼玉県中小企業振興公社

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県及び法人で実施】 県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	プロパー職員中心の体制に向け、順次実施		
【法人で実施】 事業の重点化	事業評価実施	事業の重点化	
法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	導入準備	新制度導入	

13 (財) 埼玉県勤労者福祉事業財団

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
法人の廃止	・廃止 (H16年度末)		

14 (社) 埼玉県農林公社

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県及び法人で実施】 県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	順次実施	プロパー職員中心の体制の構築	
【法人で実施】 分収林事業のより一層のコスト削減	順次実施		
基盤整備事業の縮小	民間が実施可能な事業から順次撤退		
含み損を含めた経営状況の開示 ・分収林の時価による評価方法の確立・経営状況の開示	評価方法の検討	評価額を含めた経営状況の開示	
法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	導入準備	新制度導入	

15 埼玉県土地開発公社

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【法人で実施】	職員の削減・給与制度の見直し・コストの削減		
経営改善策の実施	▶		
道路公社との事務局統合	・統合 (H17.4.1)		

16 埼玉県道路公社

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【法人で実施】	収入増加策の推進・役職員の削減・給与制度の見直し・管理コストの削減		
経営改善策の実施	▶		
土地開発公社との事務局統合	・統合 (H17.4.1)		

17 (財) 埼玉県河川公社

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【法人で実施】	各種増収策の実施		
経営改善策の実施	▶		

18 (財) 埼玉県公園緑地協会

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県及び法人で実施】	順次実施		
県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	▶	プロパー職員中心の体制の構築	
法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	導入準備	▶	新制度導入

19 (財) 埼玉県下水道公社

改革項目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】	導入準備		
包括的民間委託の導入推進	▶	一部導入	
【県及び法人で実施】	プロパー職員中心の体制に向け、順次実施		
県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	▶		
法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	導入準備	▶	新制度導入

2 0 埼玉県住宅供給公社

改 革 項 目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県及び法人で実施】 県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	順次実施	プロパー職員中心の体制の構築	
【法人で実施】 分譲事業用資産の処分		処分終了	
まちづくり基盤整備支援事業の特化 ・公共工事の施工監理・検査業務などの支援業務へ特化	順次実施		
法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	新制度導入		

2 1 (株)さいたまアリーナ

改 革 項 目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県で実施】 県派遣職員の削減	順次削減		
【法人で実施】 経営改善策の実施	貸館営業収入の増大・コストの削減		

2 2 (株)さいたまリパークフロンティア

改 革 項 目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県及び法人で実施】 法人の完全民営化(制度の廃止後)	株主(関係市町等)との調整		
【法人で実施】 民間出身者の社長登用	株主間等の調整後、登用		

国の指導により、県や市町が運営法人に対し1/2を超えて出資しなければならないとされている。

2 3 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団

改 革 項 目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【県及び法人で実施】 県派遣職員の削減、プロパー職員の登用	プロパー職員中心の体制に向け、順次実施		
【法人で実施】 法人の規模や経営状況に応じた給与制度の導入	導入準備	新制度導入	

2 4 (財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

改 革 項 目	スケジュール		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
【法人で実施】 広報・啓発活動の促進・強化	各種媒体を活用し、随時実施		